

第1回福岡県公立大学法人評価委員会 次 第

平成17年9月8日(木) 10:00~

県庁行政棟10階 特9会議室

1 発会

- (1) 辞令交付
- (2) 知事挨拶
- (3) 委員紹介
- (4) 委員長・委員長代理選任
- (5) 委員長挨拶

2 議事

- (1) 評価委員会運営規程
- (2) 評価委員会の業務概要
- (3) 評価制度の概要
- (4) 三大学の概要等
 - ア．大学概要
 - イ．法人化の経緯
 - ウ．定款・組織
 - エ．人事・給与制度
 - オ．財務制度
- (5) 今後のスケジュール

福岡県公立大学法人評価委員会運営規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、福岡県公立大学法人評価委員会条例（平成 17 年福岡県条例第 47 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、福岡県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第 2 条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員会に諮って非公開とすることができる。

（議事録）

第 3 条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、公表する。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員会に諮って非公開とすることができる。

（雑則）

第 4 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規程は、平成 17 年 月 日から施行する。

福岡県公立大学法人評価委員会会議公開実施要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、福岡県公立大学法人評価委員会運営規程（以下「規程」という。）第 4 条に基づき、福岡県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴定員及び配付資料）

第 2 条 傍聴定員は、会議の開催に際しあらかじめ委員長が定める。

2 傍聴者に対しては、原則として当日委員会に提出される資料を配付する。

（傍聴手続）

第 3 条 傍聴希望者（報道関係者を除く。以下同じ。）は原則として先着順に受け付ける。ただし、傍聴希望者が多数にのぼると見込まれる場合は抽選の方法によることができる。

2 傍聴希望者は、委員長が定める日までに事務局に住所、氏名その他必要な事項を申し出るものとする。ただし、当日傍聴希望があった場合で、傍聴予定者が傍聴定員に達していないときは、傍聴を認めるものとする。この場合においては、資料を配付しないことがある。

3 報道関係者が傍聴を希望する場合は、あらかじめ当該報道機関名及び撮影等を行う場合にあってはその旨を事務局に申し出るものとする。

（傍聴に係る遵守事項）

第 4 条 傍聴者は、次の事項を遵守するほか、委員長の指示に従って静粛に傍聴しなければならない。

- （ 1 ） 会議開催中は、拍手その他のけん騒にわたる行為をしないこと。また、審議について発言したり、私語をしないこと。
- （ 2 ） 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。また、携帯電話等を使用しないこと。
- （ 3 ） 旗、のぼり、プラカ - ド、看板若しくは懸垂幕又はビラ、ポスタ - その他の配布物を持ち込まないこと。
- （ 4 ） かさその他の手荷物は指定された場所に置き、手荷物の内容の確認を求められたときは、これに協力すること。
- （ 5 ） 会議を撮影、録画し、又は録音しないこと。ただし、報道関係者による報道のために必要な撮影等は、議事に入るまで認めるものとする。
- （ 6 ） その他会議の支障となる行為をしないこと。

(秩序の維持)

第 5 条 傍聴者が前条の規定に違反し、会議の公正かつ円滑な進行を妨げた場合には、委員長は当該傍聴者に対して退場を命ずることができることとする。

(委員会開催の周知方法)

第 6 条 会議の日程、審議項目、会場及び傍聴手続については、あらかじめ、県のホームページ上で公表する。

(議事録等)

第 7 条 会議の議事要旨及び資料(規程により非公開とされた場合を除く。)は、県のホームページ上で公表する。

附則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

福岡県公立大学法人評価委員会条例

(設置)

第1条 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、県が設立する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）の業務の実績に関する評価等を行わせるため、福岡県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第3条 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

2 特別委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(委員等の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 特別委員の任期は、2年を超えない範囲内で知事が定める。

3 補欠の委員及び特別委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員及び特別委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある特別委員で会議に出席したものの過

半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要と認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

(意見申立ての機会の付与等)

第7条 委員会は、法第28条第1項に規定する各事業年度に係る業務の実績に関する評価を決定しようとするときは、あらかじめ、当該評価の対象となった公立大学法人に評価案を示し、意見の申立ての機会を付与するものとする。

2 委員会は、前項の規定により意見の申立てがあった場合においては、当該意見を当該評価の結果と併せて法第28条第4項の規定により報告し、及び公表するものとする。

3 前2項の規定は、法第30条第1項に規定する中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価の結果を同条第3項において準用する同法第28条第4項の規定により報告し、及び公表する場合に準用する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

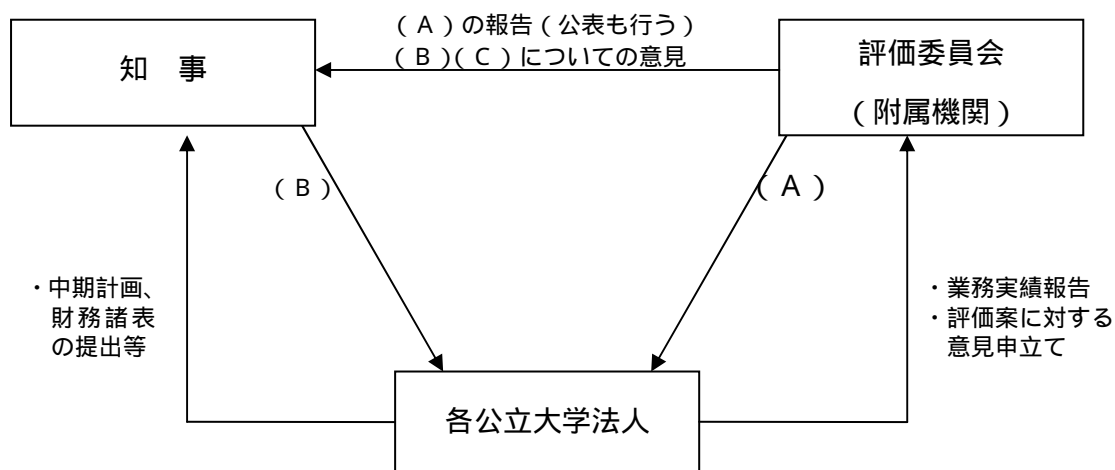
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方独立行政法人法で定められた業務

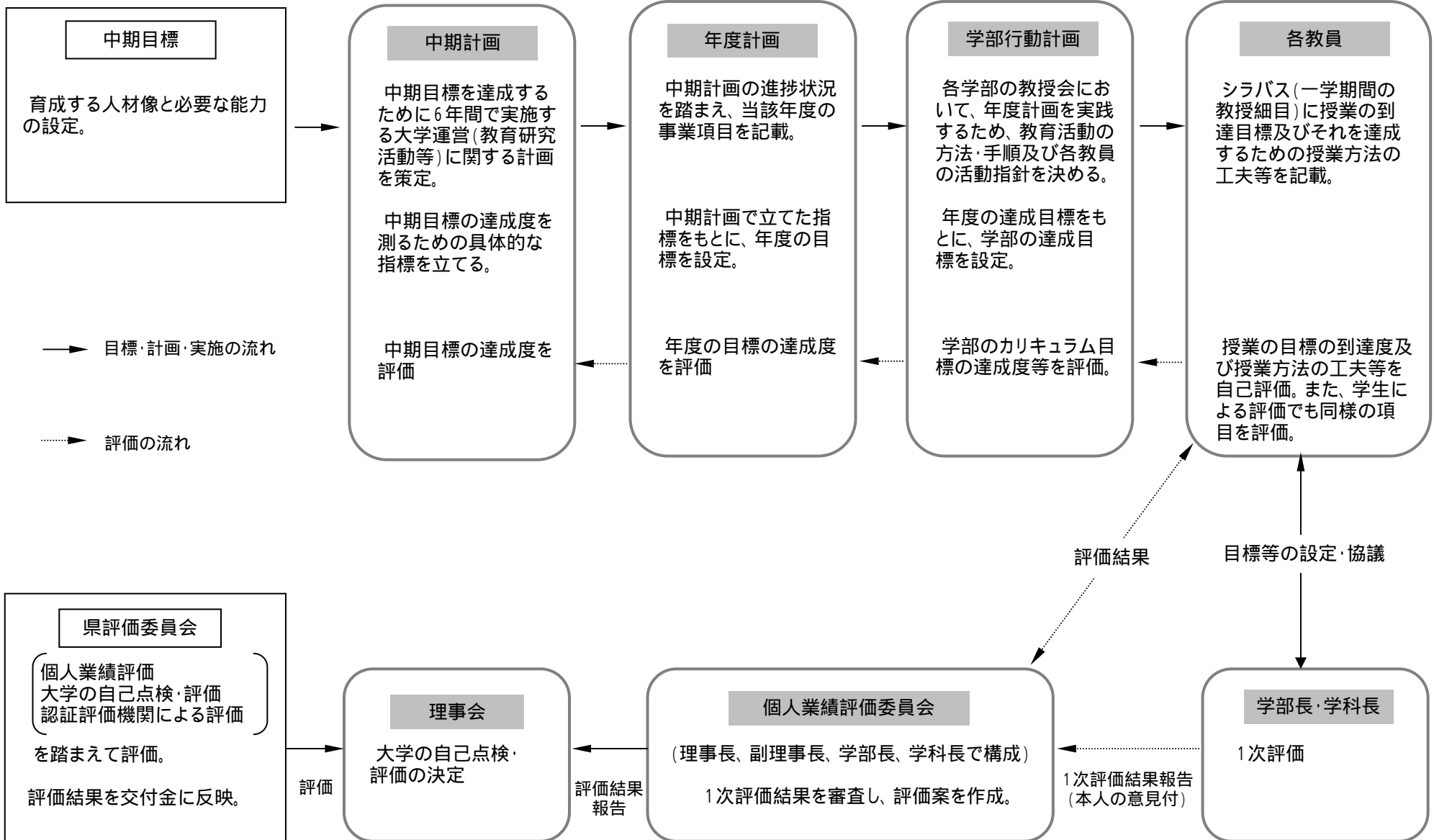
- (A) {
 - (1) 業務実績の評価（毎年度の評価、中期目標期間（6年間）の評価）【法 28,30 条】
...評価結果を法人に通知、知事に報告、公表
 - (2) 勧告事項...業務実績の評価結果を踏まえて必要に応じて業務運営の改善その他の勧告
【法 28,30 条】 改善勧告の外、役員の更迭勧告、事業の廃止勧告等も想定される。
...法人に勧告、知事に報告、公表
 - (3) 建議事項
 - 知事が次の事項を行う際に、事前に知事に意見を述べる
 - ・業務方法書の認可【法 22 条】
 - ・中期目標の作成・変更【法 25 条】
 - ・中期計画の認可【法 26 条】
 - ・中期目標期間終了時に、法人の業務継続の必要性、組織の在り方等について【法 31 条】
（知事は、検討結果に基づき所要の措置を講ずる。）
 - ・財務諸表の承認【法 34 条】
 - ・毎事業年度の残余の額を中期計画で定める剰余金の使途に充てることの承認【法 40 条】
 - ・積立金を次期中期目標期間の業務財源に充てることの承認【法 40 条】
 - ・中期計画で定めた限度額を超えた短期借入及び短期借入の借換えの際の認可【法 41 条】
 - ・法人が重要財産を処分する際の認可【法 44 条】
- (B) {
 - 知事に意見を述べる
 - ・役員報酬等の支給基準について【法 56 条】
- (C) {
 - 知事に意見を述べる
 - ・役員報酬等の支給基準について【法 56 条】

知事・評価委員会・公立大学法人の関係



中期計画の実施と評価の関係(案)

資料3



シラバス

科目NO.1

学部・学科()

授業科目ごとに連番を振る

1 授業名			年度前期	必修・選択	取得単位	開講年次
			曜 時限			
2 担当教員						
3 授業の概要	カリキュラム編成の趣旨を踏まえて記載。 (学部行動計画の「科目概要」を記載。)		[査定(評価)の視点] カリキュラムで、学生にどのような能力を身につけさせることを目標とするかを踏まえ、 ・授業方法、内容等が妥当どうか。			
4 学生の到達目標	学生がこの科目を学習することにより何を身につけるべきかを記載。 (学部行動計画の「カリキュラム目標」「科目概要」を踏まえて設定。)					
5 授業方法及び内容(計画) (事前・事後学習の指示含む)	回	学習内容	授業方法	事前・事後学習 (学習課題)		(担当)
	1	学生の学習内容を記載。	毎回の授業方法(講義、テストやレポートの予定など)	毎回の予習復習(調べておくことや読んでおく文献など記載。)		複数で担当する場合は役割分担を記載。
	2					
6 テキスト・参考文献等						
7 履修条件						
8 成績評価方法・基準	組織として策定した成績評価基準と授業の目的を踏まえて記載。					
9 学習相談・助言体制	授業外での指導をどうやって行うか記載。 (質問の受付及び回答の仕方、オフィスアワーの設定など)					
10 挑戦項目	挑戦加点の対象となる事項について目標等を記載。					

研究企画書

研究NO.1

平成18年度

学部・学科・講座名

学部

学科

学専攻

学講座

研究課題ごとに連番を振る。
経費要求書、執行計画の番号と一致

新規か継続の選択

代表者職名	教授	共同研究者職名	助教授	共同研究者職名	助手		継続
代表者氏名		共同研究者氏名		共同研究者氏名			(3年目)
研究課題	× × × ×			研究区分	要求額	査定額	
				受託	500		
				寄附			
				共同			
				競争枠	1,000		
				個人			
研究期間	平成18年4月1日 ~		平成19年3月31日		合計	1,500	
研究目的	・大学の教育内容とどのような相関性があるのか、どのような社会的有用性があるのかが、わかるように具体的に記入すること。 焦点をしぼり、下記の二点を具体的に説明(データ等の資料は別添)。 大学の教育内容等とどのような相関性があるのか、成果を教育内容等にどう反映していくのか。 どのような社会的有用性があるのか。						
	[査定(評価)の視点] 研究活動が目指す成果が、 ・目標達成(教育につながる特色ある研究など)や 県民・社会の要請に役立つのか。			[様式番号4] 支出見積集計表 教員別集計 に転記			
研究実施 計画・方法	・研究目的を達成するための年間の研究実施計画、方法を具体的になるべく箇条書きに記入すること。 研究の実施体制(共同研究の場合は役割分担、他大学との共同研究は経費負担等も記入) 計画の全体スケジュール、当該年度の実施内容。 研究方法の概要。方法には他にどのようなものがあり、その中で、企画している方法が優れていると考える根拠。						
	[査定(評価)の視点] ・研究活動の実施方法が目標達成の手段として妥当なものか。						
これまでの研究経過、成果又は準備状況	継続研究の進行状況(計画目標の達成度)、成果(論文、知的所有権、実用化の見込み等) 新規研究の準備状況(実施済み研究との関連、成果などを含む)						
							申請額か交付額かを 入力する。
研究経費 推移(千円)	18年度	500	委託者・寄附 者	株式会社 代表取締役 * * *			
	17年度	500	受託・寄附の場 合				
	16年度	500					
関連する科学研究費補助金(その他の公募交付申請等の状況)				直接経費	間接経費		
課題名	× × ×			交付額	500千円		

中期計画(例)

大学 NO.1

中期計画	項目	(課題) 就職支援
	内容 A	(解決のための方策) 学生への就職支援・就職指導を全学共通の重要課題と位置付け、教職員が一体となって就職支援体制の充実を図る。
	実施事項 B	(上記方策を実施するための手段) 独自のインターンシップ制度の構築・実施

中期計画内容								
1	実施事項 B	(見出し) 独自のインターンシップ制度の構築・実施						
	内容 B	(事業の構造、事業実施に当たっての事前の仕込み、事業の展開方) 学生の職業意識の育成を図るため、自らの専攻や将来の進路と関連した就業体験を行うインターンシップ制度を構築し、単位を付与する正規の授業科目として実施する。						
	評価指標	指標					達成目標	
		受け入れ先企業数					19年度までに 件の受け入れ企業を開拓	
		受講学生数					実施初年度に各学年定員の %、次年度以降 %の受講	
	実施計画	H18	H19	H20	H21	H22	H23	備考
	(例) 制度の構築	→						
受け入れ先企業開拓		→					20年度以降も引き続き企業開拓を進める。	
改善・実施						→		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> ・Bを達成するための年次工程 ・予算編成の元となるものであり、予算に反映できるよう「調査」「分析」「実施」「改善」等、工程が分かるように記載する。 </div>								

・1年分を輪切りすれば、年度計画、当該年度の予算編成方針となる。

県立三大学の概要

資料4

名称	九州歯科大学	福岡女子大学	福岡県立大学
設置目的	広く知識を授けるとともに、深く歯学に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって歯科医療の発展と地域の福祉に寄与することを目的とする。(定款第1条より)	広く知識を授け、専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及び創造的能力を備えた女性を育成し、もって文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。(定款第1条より)	広く知識を授け、実践を重視した専門の学芸を教授研究して、真理探究の精神と豊かな創造性を身に付けた人材を育成し、もって文化の向上、保健・福祉の増進及び地域の発展に寄与することを目的とする。(定款第1条より)
学長(17.4.1)	福田 仁一	高木 誠	橋口 捷久
沿革	大正 3年 4月 私立九州歯科医学校として開学 昭和24年 4月 九州歯科大学開学 昭和41年 4月 大学院歯学研究科博士課程開設 平成11年 7月 病院棟竣工	大正12年 4月 福岡県立女子専門学校として開学 昭和25年 4月 福岡女子大学開学 平成 5年 4月 大学院文学研究科開設 平成 7年 4月 人間環境学部開設(家政学部改組) 平成12年 4月 大学院人間環境学研究科開設	昭和42年 4月 福岡県社会保育短期大学開学 平成 4年 4月 福岡県立大学開学 平成 9年 4月 大学院人間社会学研究科開設 平成15年 4月 看護学部開設
学部・学科構成 1. 大学(学部) 入学定員(H17年度)	(学部 / 1学部 1学科) 歯学部 95名 歯学科 95名	(学部 / 2学部 5学科) 文学部 90名 国文学科 45名 英文学科 45名 人間環境学部 90名 環境理学科 30名 栄養健康科学科 30名 生活環境学科 30名	(学部 / 2学部 4学科) 人間社会学部 150名 社会学科 50名 社会福祉学科 50名 人間形成学科 50名 看護学部 80名 看護学科 80名 別途3年次から編入学定員20名
学生数(17.5.1)	585名	817名	959名 (看護学部は3年生まで)
2. 大学院 入学定員(H17年度)	歯学研究科 30名	文学研究科 13名 国文学専攻 5名 英文学専攻 8名 博士課程前期 5名 博士課程後期 3名 人間環境学研究科 12名 環境理学専攻 4名 栄養健康科学専 4名 生活環境学専攻 4名	人間社会学研究科 12名 福祉社会専攻 6名 生涯発達専攻 6名
学生数(17.5.1)	85名	53名	27名
教職員定数(H17.4.1)	定数 225名 (教員134名、職員91名)	定数 90名(教員64名、職員26名)	定数137名(教員111名、職員26名)
学部入試受験倍率 (H17一般選抜前後期合計)	8.08	文学部3.43 人間環境学部1.95	人間社会学部2.86 看護学部2.84
就職率 (H16年度卒業生)	-	文学部86.6% 人間環境学部95.7%	人間社会学部90.1%

県立三大学の取得可能資格

1 九州歯科大学

歯学部歯学科

歯科医師国家資格

合格率の推移

		H.12 第93回	H.13 第94回	H.14 第95回	H.15 第96回	H.16 第97回	H.17 第98回
全国	全体	69.7	90.7	83.3	91.4	74.2	74.6
	新卒のみ	76.5	95.1	88.6	96.3	80.2	81.5
九州歯科大	全体	86.9	99.0	91.5	96.1	82.6	80.9
	新卒のみ	88.2	100.0	91.4	96.8	84.3	79.6

2 福岡女子大学

取得できる資格免許

学部	学科	資格免許の種類
文学部	国文学科	中学校教諭一種免許状（国語） 高等学校教諭一種免許状（国語）
	英文学科	中学校教諭一種免許状（英語） 高等学校教諭一種免許状（英語）
人間環境学部	環境理学科	中学校教諭一種免許状（理科） 高等学校教諭一種免許状（理科）
	栄養健康学科	栄養士免許 管理栄養士（受験資格） 中学校教諭一種免許状（家庭） 高等学校教諭一種免許状（家庭） 栄養教諭一種免許状
	生活環境学科	中学校教諭一種免許状（家庭） 高等学校教諭一種免許状（家庭） インテリアプランナー（受験資格） 2級建築士（受験資格）
全学部		司書教諭資格

3 福岡県立大学

取得できる資格免許

学部	学科	資格免許の種類
人間社会学部	社会学科	高等学校教諭一種免許状（公民） 社会調査士資格
	社会福祉学科	社会福祉士（受験資格） 精神保健福祉士（受験資格） 社会福祉主事任用資格
	人間形成学科	幼稚園教諭一種免許 保育士資格 社会教育主事基礎資格
看護学部	看護学科	看護師（受験資格） 保健師（受験資格） 助産師（受験資格） 養護教諭一種免許 衛生管理者第一種免許
大学院 人間社会学研究科	生涯発達専攻	臨床心理士（1年実習後、受験資格）

- 県立大学の未来を拓く法人化 -
(提言)

平成16年2月

県立大学独立行政法人化改革検討委員会
(福岡県)

提言にあたって

今日の世界における科学・技術の進歩による文明社会の構築と近代文化の発展は教育と研究の成果に負うところ大であります。その中で、多くの大学は、宗教・民族・国家を越えた存在として、世界に貢献する人材の育成・世界を豊かにする研究の担い手として貢献してきました。

我が国においても、戦後60年その発展の基盤を形づくる上で、国公私立大学の果たした役割は多くが認めるところです。しかし、経済とグローバル化の進展により国内外の状況は一変し、その社会の急激な変化と要請に応える大学づくり、すなわち大学改革が急務となり、国立大学の法人化が決定されています。

少子高齢化社会の到来で、大学過剰の時代を迎え、県立大学も設立当時の存在意義を失いつつあり、かつての大学像の継承のみでは存立さえ危ぶまれる状況にあります。このような社会基盤の激変に耐え、県立大学としての存在意義をもつには、守りではなく、攻めの大胆な改革が必要です。県民のニーズに応える、より優れた大学づくりには、学問の継承と同時に、従来の教育手法から脱却した新たな発想での新しい教育と県立大学に相応しい研究、それに向けた挑戦が不可欠と判断いたしました。そのためには、現在の県の組織の一部としての運営の仕組みでは難しく、責任を伴う大学独自の裁量による大胆な改革が必要と考えました。

以上のようなことを念頭に、私たち、県立大学独立行政法人化改革検討委員会は、独立行政法人化を中心に、県立大学の改革の道筋について議論を重ねて参りました。それをもとに、今回、県や三大学に幾つかの提案をいたしました。この提言を受けた県や大学、特に教職員は、その役割と責任を自覚し、県立大学として個性的で明確な大学の目標を持ち、その実現に向けて情熱をもって改革をリードしていただきたいと考えます。

独立行政法人の成果は評価され、その結果によって県立大学としての存在意義が問われる事態も予測されます。県立三大学が独立行政法人制度の利点を十分に活かし、学長のリーダーシップに基づく迅速な意思決定の仕組みのもとで、より優れ、より信頼される大学に脱皮することで、県民からの高い評価を得る大学づくりに成功されることを心より祈念いたしております。

平成16年2月

県立大学独立行政法人化改革検討委員会

座長 杉岡 洋一

目 次

はじめに - なぜ改革が必要なのか -

1 求められる大学改革	1P
(1) 環境変化に対応した改革	1p
(2) 学生や地域社会の期待に応える改革	1p
2 改革に必要な視点	2P
(1) 大学の質の確保と経営	2p
(2) 独立行政法人制度への対応	2p

県立三大学を取り巻く状況と課題 - どこに問題があるのか -

1 大学が置かれている状況	3P
(1) 社会経済の急激な変化	3p
(2) 少子化に伴う様々な問題	3p
(3) 加速する大学改革	4p
2 県立三大学の現状と課題	5P
(1) 三大学の概要	5p
(2) 教育研究面での課題	5p
(3) 組織運営面での課題	6p

改革の基本理念 - これからの県立大学に必要なものは何か -

1 独創性あふれる教育研究	7P
(1) 長所を意識し、徹底的に活かす	7p
(2) 福岡にしかないものをつくる	7p
2 質を保證できる人材の育成	8P
(1) つくり育てる人材のビジョンを持つ	8p
(2) 学生の満足度とレベルを高める	9p
3 県民に役立つ大学づくり	9P
(1) 社会人の再学習意欲に応える	9p
(2) 県や地域の抱える問題に応える	10p
4 実行責任を果たせる大学運営	10P
(1) 迅速な意思決定と信頼性の高い運営の仕組みをつくる	10p
(2) しっかり評価し、反映する	11p

改革の方向性 - 改革を加速させるための取り組み -

1 質の高い人材養成のための教育研究システム	13P
(1) 時代のニーズに対応した教育研究	13p
(2) 自ら課題を探求し、総合的に判断できる能力の育成を重視した教育	13p
(3) 学生の質を高めるための教育手法の改善	13p
(4) 選りすぐりの人材をつくる新たな仕組みづくり	14p
(5) アジアを福岡にひきつける教育研究体系の構築	14p
2 県立ならではの地域貢献システム	15P
(1) 社会人が活用しやすい大学システムづくり	15p
(2) より一層県民に役立つ大学への脱皮	15p
3 改革を推進する運営システム	15P
(1) 責任ある意思決定システムの構築	15p
(2) 改革を推進する組織・人事体制の確立	16p
(3) 目標・評価制度の導入と活用	17p
(4) 業務の見直しと運営の効率化	17p
(5) 学生納付金の水準と独自収入の確保	18p

県立三大学の独立行政法人化

1 法人化の必要性(検討の視点)	19P
2 法人化のメリット	19P
3 県立三大学の法人化	21P
(1) 独立行政法人への移行	21p
(2) 法人の形態と組織	22p
(3) 法人化後の大学運営	23p
(4) 移行の時期	23p

県立三大学の今後

1 三大学の方向性	24P
(1) 九州歯科大学	24p
(2) 福岡女子大学	25p
(3) 福岡県立大学	26p

委員名簿

審議の経緯

参考資料

はじめに - なぜ改革が必要なのか -

1 求められる大学改革

(1) 環境変化に対応した改革

大学は、深い倫理的判断と高い責任感を持って行動できる豊かな人間性を備えた人材をつくり育てるという普遍的な使命をもっている。同時に、知の拠点として、その知的活動によって社会をリードし、社会の発展を支えていくという重要な役割を担っている。その役割からすると、時代とともに変わっていく社会の要請に合った専門的知識・能力を身につけ、付加価値を持った人材を生み出していくことが、大学に求められている。

変化のない時代はないが、今日の社会、経済は、複雑・多様、かつ急激に変化し先行きも不透明である。今後、社会・経済の更なる高度化・複雑化やグローバル化の進展に伴い、大学に対する社会の期待や要請は、ますます多様化していく傾向にある。また、少子化により、今後は大学間における学生の獲得競争が一層激化していくことが予測される。このことは、県立三大学においても例外ではない。

このような社会状況に適切に対応し、大学がその期待される役割を十分に果たしていくためには、それぞれの大学が、教育研究の質の維持向上を不断に図り、個性を持って、その価値を最大に高めていく必要がある。

現在、規制緩和が進み、各大学が自らの判断と責任で、教育研究組織をより柔軟に設計することも可能な状況となりつつある。

このような状況の中で、これからの大学は、環境の変化をバネに、今までにない大胆な発想で、ユニークな大学運営を展開していけるチャンスにある。この機を逃さず、今すべきことを明確にし、スピーディーに、積極的かつ大胆に大学改革を進めていくことが必要である。

(2) 学生や地域社会の期待に応える改革

大学は、教職員、学生、そして地域社会の三者によって、支えられ、構成されているものである。大学はそのことを十分意識して、育てるべき人材像、向かうべき方向性といった大学の目標を明らかにし、学生や地域に広く発信していく必要がある。

これらの大学の目標は、教職員が主体となって考え、そのサービスに対する学生や地域社会の評価を通じて、達成されるべきである。教職員が牽引車となり改革を始動し、学生や地域社会の信頼を得ながら、それを継続していく。そういう活動を繰り返しながら、より魅力的な大学に脱皮することが必要である。

今まで、とかく閉鎖的と言われてきた大学だが、積極的に地域社会と関わりを持ち、大学と地域がお互いを支えあう、そういう関係をつくっていくことが重要である。

2 改革に必要な視点

(1) 大学の質の確保と経営

今後、個性的で、競争力のある大学づくりを進める上で、大学の質の確保と経営という視点は非常に重要である。

この委員会では、県立三大学の課題を踏まえ、質の確保面では、教育研究の重点化・個性化、水準の向上、県の施策との連携強化や地域貢献への取り組みなど、経営面では、経営の効率化、独自収入の確保、大学資源の有効活用、目標・評価制度、組織・人事制度、社会に対するアカウンタビリティ(説明責任)のあり方などについて、今後取り組むべき改革方策を検討した。

(2) 独立行政法人制度への対応

大学の独立行政法人制度は、運営面における大学の裁量を拡大し、より競争的な環境の中で、能力・個性を最大限に発揮できるよう、大学の自主的・自律的な運営体制を確立しようとするものである。いわば、大学改革を効果的に進めるための一つの手段ととらえられる。

県立三大学にとっても、この独立行政法人制度をいかに活用していくべきか、避けて通れない課題として、十分な検討が必要である。

このため、この委員会では、県立三大学の現状を踏まえ、また、今後取り組むべき諸改革を実行していく上で、県立三大学にとって法人化が有効な手段となり得るのか、その必要性について検討した。

県立三大学を取り巻く状況と課題 - どこに問題があるのか -

1 大学が置かれている状況

(1) 社会経済の急激な変化

グローバル化、少子高齢社会の進行と産業構造、雇用形態の変化

グローバル化の進展、少子高齢社会の到来、産業構造や雇用形態の変化、国及び地方の厳しい財政状況など、大学を取り巻く社会状況は急激に変化している。今後も、そのスピードはますます加速し、その度合いは大きくなっていくものと考えられる。このような急激な変化の中で、社会はより多様化し、大学に対する社会の要請も多種多様になっている。

例えば、グローバル化の面からは、教育研究の世界的規模での交流・協調が進み、大学の国際的評価を高め、世界で活躍し得る人材を養成することが求められている。また、人材需要の面からは、新しい分野の人材や、高度で専門的な職業能力を持った人材の養成が、生涯学習ニーズの面からは、社会人の再学習機能の強化が求められている。さらに、知的資源の有効活用の面からは、より一層の産学連携、地域への貢献活動の推進が求められている。

このように、社会のニーズは、時代の変化とともに、ますます多様化している。大学は、その求められる役割を十分に果たし、その期待に応えていかなければならない。

構造改革の流れ

バブル崩壊以降の経済の長期低迷を背景に、現在、日本社会はあらゆる分野で構造改革が加速している。高等教育の分野では、変化に対応できる個性豊かで活力に富んだ国際的にも評価される大学づくりを進めるため、国立大学の法人化をはじめ、公的支援への競争原理の導入、大学設置に関する大幅な規制緩和などの諸改革が展開されている。

これらにより、大学は、様々な制約からは解放されるが、その分、より競争的・自律的な環境に置かれ、自己責任が問われることになる。

(2) 少子化に伴う様々な問題

受験生市場の縮小と大学全入時代の到来

少子化の進行により、18歳人口は減少してきており、ごく近い将来、大学志願者と大学入学者がほぼ同数となる「大学全入時代」が到来すると予測されている。既に私立大学の約3割が入学定員を満たしていないなど、少子化による影響が顕在化してきている。

現在の県立大学の入学志願状況から、全入時代に突入しても受験者の確保にすぐに影響するとは考えにくい。しかし、優秀で質の高い学生を確保する点においては、影響は避けられないであろう。さらに、福岡県内には、33もの大学があるため、他の地域よりも激しい大学間の学生獲得競争が予想される。

深刻な学力の低下

大学での講義の理解度や学習意欲、学力水準など、全体的に学生の質が落ちてきていることが指摘されている。今後、学校週休二日制や学習指導要領の改訂の影響も少なからず懸念される。

この傾向は、例えば、近年の合格者の偏差値を、受験人口ピーク時の平成4年の水準と比べると、学部によっては低位で推移しているなど、県立三大学でも顕在化している。

大学選びの変化

受験人口の減少により、受験競争はかなり沈静化してきている。このため、受験生は、事前に大学を訪問するなど、様々な角度から大学について調べ、その上で志望大学を選定する傾向にあり、受験生の大学選びの基準は、従来の偏差値重視から質・内容重視へと変わってきている。具体的には、大学の教育をはじめとしたサービス内容や、卒業後の進路など、鮮明な特徴を持つ大学に目が向いている。

(3) 加速する大学改革

国公立大学の法人化、統合の動き

大学の自主性・自律性を高め、より競争的環境の中で教育研究の活性化を図ることを目指し、平成16年4月から国立大学が一齐に法人化する。また、教育研究基盤の強化を図るため、国立大学の再編・統合の動きも活発化している。

一方、いくつかの都府県で、公立大学の再編・統合が実行に移されようとしている。さらに、地方独立行政法人制度が平成15年7月に法制化され、公立大学の法人への移行を検討したり、具体的に進める動きも出てきている。

大学が評価される

構造改革により、第三者評価による競争が活発になってきている。第三者評価に基づいて資金配分するCOE^(注1)や特色ある教育支援プログラム^(注2)が注目を集め、平成16年度からは、認証評価機関が大学の教育研究活動などの状況について適格認定を行う、新たな第三者評価制度の導入も予定されている。

また、最近では、格付け機関による「格付け」を取得する私立大学が相次いでいる。

いわば大学が「格付け」される時代になってきており、今後、学生や地域社会の関心もそこに向いていくことが考えられる。

(注1)COE 平成14年から文部科学省が推進している「21世紀COE(Center Of Excellence)プログラム」のこと。世界最高水準の研究教育拠点を学問分野ごとに形成し、研究水準の向上と世界をリードする創造的な人材育成を図るため、主として研究能力の高い大学に重点的な支援・投資を行うもの。日本学術振興会を中心とした審査委員会の評価によって、拠点が選定(審査)される。

(注2)特色ある教育支援プログラム 文部科学省が平成15年度から実施している事業。高等教育の活性化のために、大学、短大の教育改善に関する取り組みを募り、そのうち特色ある優れたものを選定し、広く情報提供するほか、財政上の支援を行うもの。大学基準協会を中心とした実施委員会の評価により選定される。

2 県立三大学の現状と課題

(1) 三大学の概要

九州歯科大学

前身である私立九州歯科医学校は大正3年の設立、全国で5番目に歴史のある公立唯一の歯科大学で、高度な専門性を持った歯科医師を養成、全国に人材を輩出してきた。附属病院は、高度な歯科医療を提供する地域の中核医療機関となっている。

平成11年に附属病院を改築、平成15年から学部棟の改築を進めているが、今後、これに伴う借入金の償還が大学運営にとって大きな負担になってくる。

福岡女子大学

我が国最初の公立女子専門学校として、大正12年に設立された福岡県立女子専門学校を母体とする、女性のための高等教育機関の先駆けであり、女子専門学校時代から地域の女性リーダー養成の役割を担ってきた。しかし、人材ニーズの変化や女子の大学進学率が上昇する中で、女子大学の今日的役割が問われている。

また、文学部は、就職率も低く、受験生の動向からみても、他大学に対する優位性がなくなりつつある。

福岡県立大学

地域の強い要望と期待を担い、平成4年に開学した。平成15年に看護学部を開設し、保健・医療・福祉分野で総合的な教育研究を行う大学に発展している。

開学当初は、西日本では福祉系大学の先駆的存在であった。しかし、福祉系大学の増加により、先行優位的な特徴もみえにくくなっている。また、看護学部は、比較的后発であり、今後も増加が見込まれる分野であるため、他大学との競争に一層さらされることになる。

(2) 教育研究面での課題

ア 県立三大学は、教育研究の内容・手法などに特に目立った特徴がみえず、効果的な情報発信もできていない。

イ 大学の資源を活用した、地域、産業界への貢献活動が十分といえない。また、県行政への貢献についても、大きな成果があがっていない。

ウ 近隣の他大学との連携が活発でなく、単位互換や、分野がまたがるプロジェクト研究、資源の有効活用などの取り組みが遅れている。

エ 福岡女子大学の文学部や福岡県立大学の人間社会学部は、入学試験合格者の辞退率が高いなど、受験生にとって魅力が薄れてきている。

オ 歯科医師や社会福祉士など、国家資格・免許の試験合格率は比較的高い。
一方、福岡女子大学や福岡県立大学の就職率は、資格・免許に結びつかない一部の学部・学科では、全国状況などと比べ低いところもある。学生に対する就職支援体制のほか、教育内容の面で社会ニーズとの適応に課題がある。

(3) 組織運営面での課題

ア 県立三大学は、県の行政組織の一部であることから、様々な面で制約が多く、予算、組織、人事といった重要事項の決定権は県にあり、自主的に決定できる範囲は限られている。

イ 大学運営における大学の責任者は学長だが、現在の学部単位の教授会を中心とした合議制による運営では、大学としての迅速な意思決定や学長のリーダーシップが制約される。

また、学内における分業体制が不十分で、一部の教員に、大学運営に関する様々な業務が集中する傾向がある。

ウ 大学、教員の自己評価は実施されているものの、目標設定や成果の客観的評価の仕組みが確立されていない。また、評価結果を資源の配分や教員の処遇に反映する仕組みがない。

エ 事務局職員には、大学運営の専門家がおらず、県の一般職員の人事ローテーションで異動するため、勤務年数も平均で3年程度と短い。そのため、ノウハウが蓄積せず、大学運営に大きく関わる学生の募集や就職といった問題に影響が出やすく、大学の業務改革に結びついていない。

オ 三大学とも、比較的 student 数が少ない小規模大学であるため、学生納付金収入やコストダウンには限界がある。また、九州歯科大学以外の大学は、その教育研究分野からみて、学生納付金のほかに多額の独自収入を確保しにくい。

カ 県立三大学間では単位互換などもなく、お互いの持つ人的・物的資源を活用した連携がなされていない。

改革の基本理念 - これからの県立大学に必要なものは何か -

1 独創性あふれる教育研究

(1) 長所を意識し、徹底的に活かす

学生の視点で発想する

ア 教育サービス機関としての大学は、その顧客である学生の視点でサービスを考えていくのが基本。まず、受験者の動向や、学生、卒業生、高等学校の生徒、先生の評価などの情報を集め、大学の現状や今ある資源の特徴を客観的に把握することが、その第一歩になる。

イ 収集した情報を的確に分析した上で、大学自身が、その長所と短所を十分に認識することが重要。その土台にたって、長所を生かしたサービスの改善、得意分野づくり、ユニークな教育研究の取り組みなどを徹底することにより、他大学との差別化を図っていく必要がある。

小規模大学の特性を最大限に活かす

ア 県立三大学は、ともに小規模な大学であるため、少人数教育を基本に、学生の意欲を引き出す行き届いた教育がしやすい特性をもっている。このような、小規模であるが故にできる、きめ細やかなサービスに磨きをかけていくことが重要である。

イ 県立三大学は、人材などに幅広い資源を持っているわけではない。

しかし、高等教育の分野においても、人材の流動化や情報化は相当進化してきている。小規模大学の身軽さを活かし、必要な資源は外から柔軟に求めるなどして、学生のニーズに合った教育プログラムを自在に開発していくことが必要である。

(2) 福岡にしかないものをつくる

福岡の特徴を活かしたものをつくる

ア 福岡という地域にあるという固有の性格を強く意識すべきである。福岡の経済や文化、地理的・歴史的な特色を土台にして、そこに行かないと得られない、福岡にしかない教育研究基盤をつくることが重要である。

イ 福岡という地域は、アジアの玄関口として、長い歴史や地理的優位性を持つ。これからも、県民、企業、地域社会がアジアとの結びつきを強めていく傾向にある。その中で、県立三大学は、国際社会で活躍し得る能力を身につけた人材の養成や、アジアに開かれた高等教育機関としての役割も担うべきである。それは、単に地理的なメリットを生かすというものでなく、吸引力のある福岡発のものであることが重要である。

県立大学でしかできないものをつくる

県立三大学の特徴づくりにあたって、例えば、少人数だからこそやれるという教育を徹底して実践したり、高い専門的能力をもった女性のリーダーを養成したり、社会人の再学習意欲に合わせた教育プログラムを柔軟に提供したりといった、国立や私立ではできない、県立でしかできないものを持つことが重要である。

大胆に組み立て直す

大学運営を取り巻く社会状況が大きく変わり、ますます変化のスピードが増す中で、大学がその変化やスピードに適応できずにいれば、次第にその大学の価値を弱めていくことになる。従来 of 枠組みにとらわれず、社会のニーズに適合したものに思い切って変えていくことも考える必要がある。

2 質を保証できる人材の育成

(1) つくり育てる人材のビジョンを持つ

育成する人材像を明確にする

大学が自らの目標や戦略を立てるとき、その原点である、「どういう人材を育てるのか」、「どういう人間になって欲しいのか」というビジョンを、まず明確にすべきである。それは、大学の教職員が中心となって、設置者も参加し、十分議論した上で決める必要がある。

さらに、それを教職員の間で共有し、学生や地域社会に対して発信していくことが重要である。その共通認識に立って、目標とする人材育成に向けた質の高い教育サービスを提供していく必要がある。

社会が要請する人材ニーズに応える

ア 経営環境の変化に対応した事業展開や企業内の構造改革を進めていくため、企業が求める人材も、管理・調整型の人材から、自律性や創造性、問題発見・解決能力を備えた人材へとシフトしている。これに応えるため、自ら色々な発想ができ主体的に行動できる能力を持った人づくりに力を入れ、教育手法を開発したり、工夫をこらしていく必要がある。

イ 企業においては、社内教育にコストをかけられないことなどから、資格や語学などの能力を持った、即戦力的な人材が求められる傾向がある。しかし、資格や語学はツールに過ぎず、幅広い教養と人間性を備えた人材を輩出するのが大学の基本と考える。大学では、学生に社会的課題に関心を持たせ、豊かな人間性と学力を引き出す教育をまず基本にして、その上で、進路に応じ、プラスアルファの技能を身につけさせることが重要である。

(2) 学生の満足度とレベルを高める

ア 学生の学力低下が深刻さを増しているが、それよりも意欲や目的意識を持たない学生が増えていることのほうが問題が大きい。県立三大学は、少人数教育の利点を活かし、受験段階から卒業まで徹底した取り組みを行うなど、卒業生の価値を高め、社会からも評価されるようなものへ、その教育システムを転換していく必要がある。

イ 意欲とともに、人間関係が得意でない学生が増えたという声もある。また、教員とのコミュニケーションや、就職のサポートに力を入れている大学は、受験生が多く、学生の満足度も高い。学生の満足度を高め、卒業後の目標を明確にする意味で、学生と徹底的に向き合い、支援するための体制を、教育や学生生活の場であっていき必要がある。

ウ 学生の意欲や学力をうまく引き出すという目標は、学生と深く交わるだけでは達成できない。いくら時代が変わろうとも、自ら課題を見つけ、それを解決するには、ベースとなる幅広い教養をしっかりと身につけることが重要である。

そのためには、学生の授業評価などを有効に活用し、教員の教育技術や教育内容の向上・開発を図り、学生の自主性を引き出しながら、基本が身につけられるような教育システムをつくっていく必要がある。

一方、学生の意欲を引き出すには、学生の学習に対する姿勢にも厳しさを求めていかなければならない。

そのためには、授業内容や指導方法を工夫して学生に自己学習を促したり、厳しい成績評価を徹底するなど、学生の自立性を向上させる教育を進めていく必要がある。それが結果として、学生自身の価値を高め、満足度も押し上げていくものになる。

3 県民に役立つ大学づくり

(1) 社会人の再学習意欲に応える

社会人向けの教育プログラムを開発する

ア 学位や資格をとってキャリアアップ（経歴、資格、能力を高めること）につなげたい、再教育で技能レベルを上げたり新たな知識、技術を得たいといった職業人や、子育てで仕事を離れていた女性の再学習への関心が高まっている。県立三大学では、得意分野を活かし、かつ、新たな分野を開拓して、こうした社会人を支援する教育プログラムを提供していく必要がある。

また、進学率が上昇し大卒者が増えている状況の中、求められる学習ニーズも、学部レベルから大学院レベルへと、より高いレベルに変わってきていることも考慮して取り組むべきである。

イ 県立三大学の公開講座の受講者をみても、高齢者の割合が高い。また、学習に意欲的な高齢者の中では、自分の大学時代と違うことをやりたい、カルチャースクール的なものでは物足りない、という意見が多い。今後、団塊の世代がこの年齢層に加わると、その傾向が一層強まると考えられる。大学が、こうしたシニア層のニーズに応えていくことも、今後の重要な課題である。

(2) 県や地域の抱える問題に応える

県の施策に貢献できる大学にする

県立三大学が、県の行政課題や施策を念頭において、研究や人材育成を進めることは、その役割の上からも、特徴づくりの上からも重要である。それは、具体的な成果として現れるようにしなければならない。そのためには、行政ニーズに対応した研究を重点的に進めたり、県との情報交換や共同研究に組織的に取り組んでいくことが必要である。

地域に積極的に関わっていく大学にする

大学自らが組織ぐるみで積極的に地域に働きかけ、関わっていくべきである。地域の様々な機関とパイプを持ち、課題に取り組むことにより、大学の価値を高め、新たな教育研究の展開につなげていく必要がある。

また、自らが持つ知的情報をITなどを活用して積極的に発信することも、大学の成果の地域還元という意味で重要である。

4 実行責任を果たせる大学運営

(1) 迅速な意思決定と信頼性の高い運営の仕組みをつくる

意思決定のスピードを高める

ア 学生が求める教育を、よりよい形で提供したり、企業が求める研究にいち早く取り組んだりするには、すばやい意思決定が欠かせない。

変化のスピードが速く、社会、経済の一層の高度化・複雑化が見込まれるこれからの時代に、大学が求められる役割を果たし、その価値を高めていくためには、変化にすばやく対応できる意思決定の仕組みをつくる必要がある。

イ 学内の意思決定を迅速に行うには、いくつかの段階を経て、最終的に評議会や教授会で合意形成する今までの仕組みを、大学運営に責任を負う学長が、リーダーシップを発揮できるような組織体制に変えていく必要がある。

経営の安定性、効率性を高める

ア 県立三大学の財政基盤は脆弱で、その多くを税金で賄っている。経営の健全性や自立性を確保する視点から、独自収入を獲得することが重要である。特に、社会人への教育サービスによる収入や、公的機関、企業など幅広いチャンネルからの研究資金といった、新たな独自収入を確保していく必要がある。

イ 教育研究に経済的な効率性を求めることは、必ずしもなじまない部分も多く、コストダウンにも限界がある。しかし、大学も一つの事業主体として、経営の効率化に取り組むのは当然である。事務部門のうち定型的な業務や、九州歯科大学の附属病院などにおいて、効率化が可能な部分については、積極的にアウトソーシング（外部委託）を進め、思い切って組織をスリムにしていく必要がある。

また、人事、給与、財務会計、学生管理など、三大学に共通する業務は、可能な限り制度や業務プロセスを共通化することが、効率性や整合性の上から重要である。

県民に信頼される経営

ア 県の財政が極めて厳しい状況に置かれている中で、税金に依存する県立三大学は、その活動と予算の使い道について、自ら十分に説明できなければならない。つまり、大学の目標を明らかにし、それに沿った予算配分の内容、教育の実績や研究の成果などについて、県民に対してわかりやすく示す必要がある。このことは、大学への信頼を高めていく上でも重要である。

イ 従来、県立三大学の意思決定に学外者が参加することはなかった。しかし、地域社会から支えられる大学として、今後は地域の声や知恵を経営にとり入れていくことが必要である。また、経営情報を広く公開し、経営をガラス張りにすることで、県民に信頼される大学を実現することが重要である。

(2) しっかり評価し、反映する

具体的で明確な目標を掲げる

ア 大学運営についての実行責任を果たしていくためには、まず、大学全体の目標を設定する必要がある。これは、優先順位を明確にし、目に見える形で、具体的な計数、指標など、わかりやすいものにすることが重要。また、教職員が目標や問題認識を共有することも重要である。

イ 大学の目標を全体で達成するためには、学部・学科、教職員一人一人が、それぞれの役割に応じて目標を持ち、実行していくことが必要である。

また、これまでは一部の教員に業務分担が集中し、その負担が過重となるような弊害もみられたが、人材を有効に活用するため、分業を進めることが重要である。

評価制度と成果主義を導入する

ア 教職員がそれぞれの目標を持つと同時に、その成果についての客観的な評価の仕組みを導入する必要がある。評価は、教育、研究、大学運営、社会貢献など、それぞれの役割に応じた成果が十分に反映されたものでなければならない。また、その評価基準については、学内で十分議論し、公平・公正なルールを構築していくことが重要である。

イ 県立三大学の教職員は公務員であり、その給与体系は年功序列型である。このため、大学への貢献度に関わりなく、全員が毎年昇給していく。教育研究のほか、大学運営や地域への貢献活動に積極的に関わっている人も、そうでない人も給与水準に差がない。また、研究費の配分も基本的には均等割で行われている。

このような、努力の成果が報われない平等主義と決別し、業績や能力に応じた新しい人事システムや、評価結果を処遇や研究費の配分に反映させるシステムの導入が必要である。

改革の方向性 - 改革を加速させるための取り組み -

1 質の高い人材養成のための教育研究システム

(1) 時代のニーズに対応した教育研究

優位な部分を強化する

受験生のニーズを把握し、他の大学と比較して優位な分野や、資格・免許の取得なども含め、将来の進路や職業に結びついた分野に経営資源を集中することが必要である。

特色を活かした大学の強みを創出する

今までの枠組みにとらわれず、新しい教育プログラムの開発や、専門領域を超えた学際的、総合的なプロジェクト研究の推進など、社会の変化に適合した、特色ある教育研究を展開していく必要がある。

(2) 自ら課題を探求し、総合的に判断できる能力の育成を重視した教育

社会的課題に関心を持たせ、基本に重点をおいた授業や演習を実践し、一人一人の人間性や思考力を高めていくことが重要である。その上で、進路に応じた専門的な技能、ディベート（討論、討議）能力、語学力を修得させ、社会からも高く評価される幅広い教養と志を持った人材を育成していくことが必要である。

(3) 学生の質を高めるための教育手法の改善

少人数教育の利点を活かす

AO入試^(注3)の導入など、入試段階から学生の意欲や個性を大切にするとともに、教員とのコミュニケーションを中心とした、密度の濃い少人数教育を徹底し、学生の満足度を高めていくことが必要である。

提供する教育の質を向上する

積極的なFD^(注4)活動などを通して、教育課程、授業、教育技術などの継続的な改善に取り組むべきである。特に、学生による授業評価を充実し、教員の教育能力向上や、学生の自立性を高められるような教育手法につなげていくことが重要である。

(注3)AO入試 入学者受入方針(大学が求める学生像や目指す方向性など)を示し、その方針に沿って入学者を選抜する入試方法。面接・面談、志望理由書(自己推薦書)、体験授業の評価結果などにより、学力のみでなく総合的に受験者の能力や適性を判定する。なお、AOとはアドミッション・オフィス(Admission Office:入学者選抜を専門に行う組織)の略。

(注4)FD ファカルティ・ディベロップメント(Faculty Development)の略。主として、教員の資質向上を目的として、教育内容・方法を改善、向上させるための組織的な取り組みのことを指す。具体的な取り組みとして、学生や教員相互による授業評価、教授方法の研修・研究などが挙げられる。

学生に対する評価を厳しくする

学習は授業だけではなく、事前・事後の自学自習が相まってできるものである。したがって、学生に対しては、積極的に宿題を課したり、学業成績、進学時、卒業時の全てにわたり評価基準を厳格にするなど、厳しさを求め、卒業生の質の確保と社会的評価を高めていく必要がある。

他の大学との連携を進める

単位互換など、他大学とお互いの教育資源を有効活用できる取り組みを進め、学生に幅広い選択肢を提供していくことが必要である。

(4) 選りすぐりの人材をつくる新たな仕組みづくり

高い志を持った学生を育てる

入試から卒業、就職に至るまで、一貫して、学生の自主性を尊重したサービスを提供するなど、高い志や目的意識をもった学生の能力を最大限に引き伸ばすための工夫をしていく必要がある。

高い能力を持ったリーダーを養成する

一層、複雑化していくこれからの社会のリーダーを、大学院レベルで養成していく必要がある。

また、大学院における社会人の再学習機能を強化していく必要がある。

(5) アジアを福岡にひきつける教育研究体系の構築

国際社会で活躍できる人材を養成する

国連機関、NGOなど、世界で活躍し得る能力を持った人材を養成するため、外国語で討論したり、プレゼンテーションできる能力を育む教育内容・方法の改善が必要である。

アジアとの交流を進める

アジアに開かれた高等教育機関として、アジアとの関わりを重視した教育研究、アジアの大学との学術交流、大学院レベルのアジアからの留学生受け入れを進めていく必要がある。

2 県立ならではの地域貢献システム

(1) 社会人が活用しやすい大学システムづくり

社会人の再学習環境を整備する

年齢層、受講時間、場所など、社会人それぞれのニーズに合った、学習環境を整備していく必要がある。

その際、情報通信技術を活用するなど、社会人が利用しやすい教育形態を整備する。

ニーズに応じた教育プログラムを提供する

最新の高度な知識・技術を習得したいという社会人の学習意欲に対応した、大学院レベルでのサービスを提供していく必要がある。

また、学外の人材も活用しながら、臨機応変に、ニーズに応じた教育プログラムを開発、提供していくことが重要である。

(2) より一層県民に役立つ大学への脱皮

県行政と協働できる大学をつくる

大学が県や地域の課題を積極的に研究することなどにより、その知的資源を、県の政策立案や事業の推進に活かすことのできる仕組みを整備する必要がある。

積極的に情報発信する大学をつくる

大学の持つ情報を県民や企業にわかりやすく提供したり、共同・受託研究などを通じ、その成果を企業に還元するなど、大学の地域貢献機能を強化していくことが必要である。

広い角度から多様な連携を模索する

地域の企業、学校、研究機関、NPO、行政機関などと組織的に連携し、大学のノウハウを活かした地域貢献活動に広く取り組んでいく必要がある。

3 改革を推進する運営システム

(1) 責任ある意思決定システムの構築

学長のリーダーシップを確立する

意思決定のスピードを高め、変化に対応した機動的な大学運営を行っていく上で、学長がその責任に応じて、強い権限を持ち、リーダーシップが発揮できる体制を確立する必要がある。

学長のサポート体制を整備する

学長が選任する複数の副学長の設置や、専任事務職員を配置するなど、学部・学科の枠を越えて学長のリーダーシップが十分に機能できる体制をつくる必要がある。

外部の意見を運営に反映する仕組みをつくる

運営に学外者の意見を取り入れる仕組みを構築し、幅広い視野から大学を運営する必要がある。併せて、適正な運営の確保や一層の業務の改善を図るため、学外者が運営をチェックするシステムの導入を検討すべきである。

また、学外の専門家や有識者を招へいするなど、斬新な発想や知恵を積極的に、効果的に、運営に活かしていくことも重要である。

(2) 改革を推進する組織・人事体制の確立

教授会、評議会の役割を明確にする

意思決定プロセスの透明性を高め、適切な責任分担による運営を進めるため、教授会や評議会の権限と責任を整理し、その役割を明確にする必要がある。また、その運営方法も効率化することで、教員の大学運営業務の負担を軽減していくことが必要である。

教員の職務分担、役割を明確にする

教育研究をはじめ、学内外で行われる各種業務について、教員個々の役割分担や責任を明確にし、組織運営を効率化していく必要がある。

事務局のレベルを高める

大学運営に携わるプロ集団、学長を支える機動部隊として、抜本的に組織、人事、制度を組み立て直す必要がある。

特に、人事ローテーション、研修などについて改善が必要である。

成果主義を基本とした人事システムをつくる

年功序列的な制度を見直し、職務と成果にリンクした、教職員がやりがいを持てる人事給与制度を整備していく必要がある。

また、今後、民間人の登用が活発になるなど、多様な雇用形態が想定される。このため、学内の均衡だけではなく、外部の労働市場も考慮に入れるなど、弾力性のある人事・給与制度を設計していく必要がある。

(3) 目標・評価制度の導入と活用

目標達成に組織的に取り組む

大学としての基本的な方向性、重点的に取り組むべき戦略や課題について、具体的な目標を設定する必要がある。

また、教職員一人一人のレベルまで、計画 実行 評価の改善サイクルを徹底する組織的な目標管理に取り組むなど、全員が参加し目標を達成する仕組みを築く必要がある。

評価システムを確立する

ア 大学が自ら行う組織的な教育研究活動について、その内容・方法の改善につながる評価システムを確立する必要がある。その際、第三者による評価も含めて考える必要がある。

また、県民にもわかりやすい透明性、客観性を持った評価システムをつくることが重要である。

イ 個々の教職員の努力を多面的に評価し、その結果を教育研究や大学運営に活かしていくことが必要である。

評価は、公平・公正であることが重要だが、研究など、もともと定量的な評価が難しいものもある。このため、まず自己評価を徹底することからはじめ、面接などの客観的評価をとり入れながら、最終的には、学内の合意を得た評価ルールをつくることが望ましい。

また、学生、地域社会の評価も積極的にとり入れ、大学運営や社会貢献活動も含めた、活動全体を正當に評価すべきである。

評価結果が反映される仕組みをつくる

成果型賃金制度をはじめ、任期制、年俸制の導入、研究費の傾斜配分など、評価の結果が個人の処遇に反映される仕組みをつくる必要がある。

(4) 業務の見直しと運営の効率化

業務の統合、アウトソーシングを進める

学内業務の内容やプロセスを見直した上で、職員配置の見直し、定型的な業務のアウトソーシング(外部委託)を進めていく必要がある。

また、三大学に共通する業務については、システムを共通化した上で、共同で処理することも考えていく必要がある。

附属病院の経営改善を進める

収益事業を行う九州歯科大学附属病院は、医業収益の向上に努めるほか、アウトソーシング(外部委託)を進めるなど、業務運営の効率化による経営改善を進めていく必要がある。

(5) 学生納付金の水準と独自収入の確保

公立としての納付金水準を維持する

公立大学の役割の一つは、比較的手頃な費用で高等教育を受けられることである。また、今の受験生にとって、学費が大学選びの重要なキーワードになっており、公立大学の大きな魅力としてとらえられているのは間違いない。その役割と学生の質の確保を考えれば、公立大学として、ふさわしい学生納付金の水準を維持することが望ましい。

新たな独自収入を確保する

社会人の再教育、企業などからの受託研究、有料情報サービス、施設設備の使用料など、今後、独自収入を確保する新たな活動を、積極的に展開していく必要がある。

また、科学研究費補助金など競争的研究資金の獲得について、より意欲的に取り組むべきである。

県立三大学の独立行政法人化

1 法人化の必要性（検討の視点）

これまで大学改革の必要性、改革のための諸方策について提言してきたところである。

県立三大学を独立行政法人に移行すべきかどうかについては、そのような大学改革を実現し、目標とする大学づくりを進めていく上で、法人化が有効な手段になり得るのかという視点から検討する必要がある。

2 法人化のメリット

現状の問題点に照らして整理すると、法人化のメリットは次のとおりとなる。

なお、法人に移行すると、運営の仕組みが現状と大きく変わり、役員会など新たな機関の増加による意思決定過程の複雑化、情報不足によるトップの独断的な意思決定などが生じ得ると指摘されている。しかしながら、これらについては、法人のシステムを構築する際に、必要な工夫を加えることで、すべて解決できるものと考えられる。

組織業務

ア 県の行政組織の一部であることから、組織編制、職員定数、予算編成などについて決定権がない。

法人化により、運営面での裁量範囲が拡大し、大学の独自判断で組織を編制したり、重点的に資源を投入するなど、大学の創意工夫を活かした機動的で柔軟な運営が可能になる。

イ 大学での責任者は学長だが、評議会・教授会が学内の実質的な意思決定機関となっている。評議会・教授会の審議事項や構成員が多いこと、学部や学科の発言力が強いことなどから、意思決定までに時間がかかる。

法人化により権限と責任の所在が明確になり、状況変化に応じて、法人トップを中心とした迅速で柔軟な意思決定が可能になる。

人事制度

ア 県の人事・給与制度の中では、教員の多彩な活動や能力主義、成果主義による人事・給与面での処遇、専門性のある事務職員の養成が難しい。

法人化により職員の身分は非公務員となり、多様な勤務形態の採用、業績評価制度の導入、成果の処遇への反映、専門的事務職員の養成など、弾力的な人事・給与システムの構築が可能になる。

これにより、インセンティブ（意欲刺激、誘因）が付与され、教育研究をはじめとする諸活動の活性化が期待できる。

イ 学外の各方面から、優れた教育研究能力や経営能力を持った人材を弾力的に雇用することができない。

法人化により任期制、公募制、年俸制などを取り入れ、多様性・流動性のある人材登用システムの構築が可能になる。
これにより、色々な知恵や知識を学外から取り入れることができる。

ウ 大学の職員は地方公務員であり、学外での活動に対して、服務や勤務時間などで法令等の制限が多い。

法人化により、職員の様々な活動に対する制限が緩和され、社会貢献や産学連携での活動がしやすくなり、大学の教育研究成果の地域還元が推進される。

目標・評価

ア 明確な目標、計画づくりの仕組みがないため、評価制度の実質的な活用ができていない。

法人化により中期目標の策定や第三者の評価を通じた業務改善サイクルが確立され、計画的な大学運営、サービスの質の向上が可能になる。

イ 県民に分かりやすい形で、大学の活動状況が示されていない。

法人化により、中期目標、中期計画、評価の各段階で、広くその内容が公表される。それらを通じて、県民に対する説明責任を果たしていくことが可能になる。

財務会計制度

ア 県の予算は、使途が特定され、単年度の執行が原則であるため、大学独自の判断による機動的、弾力的な執行が難しい。

法人化により、予算は大学自らが編成できる上、使途制限のない運営交付金や、独自に得た収入を一定の使途に使える仕組みとなることなどにより、大学独自の方針に沿った、自己努力が報われる財政運営が可能になる。

イ 現金主義の官庁会計のため、大学運営を財務面から把握しにくく、県民にとってわかりにくい。

法人化により、企業会計方式を導入するため、経営実態の把握が容易になる。また、財務諸表の公開により、透明性が高い経営が可能になる。

3 県立三大学の法人化

(1) 独立行政法人への移行

県立三大学は、次の理由で独立行政法人に移行することが必要である。

大学には、教育研究活動をもって社会の発展に貢献する役割が求められている。大学を取り巻く社会状況が速いスピードで変化していく中で、その期待される役割を果たしていくためには、教育研究活動を活性化させ、個性豊かな魅力ある大学づくりを進めていくことが必要である。また県立大学は前記で指摘したような課題を抱えており、今後の競争的環境の中で存立価値を認められていくには、様々な改革方策を進めていかなければならない。

そのためには、大学自らが自らの責任の下で、柔軟に教育研究活動を展開し、大学を運営していく仕組みを整えておくことが必要不可欠である。

具体的には、学長がリーダーシップを発揮し変化に機敏に対応できる体制、予算配分や人材登用などの面で柔軟な対応ができる仕組み、教員や大学運営にインセンティブ（意欲刺激、誘因）が働く仕組みなどが特に必要と考えられる。しかし、県の行政組織・地方公務員の身分のままでは様々な制約があり、年功序列型の給与や人事、予算管理の仕組みなど、変更することが困難なものも多く、現形態のままでは限界がある。

大学に対する社会の期待や指摘される多くの課題を考えると、もはや部分的な改善にとどまらず、現状の運営システムを抜本的に見直し、大学を新生させ、更なる発展へと結びつけていく必要がある。

独立行政法人の制度は、前記2のような利点を持ち、まとまった一つの制度として、これからの大学運営に必要な自主性・自律性という要素を与えるものとなる。したがって、大学改革を進め、大学に求められる機能を発揮していくうえで、独立行政法人化することは非常に有効である。

(2) 法人の形態と組織

県立の三大学を具体的にどう法人化するかについては、三大学は教育研究面で違いが大きく、地理的にも離れており、かつ、九州歯科大学は病院事業という独自の収入源を有している。一つの法人で三つの大学を運営するとすれば、大学間での事業の優先性や評価制度の整合性が必要な場合が生じ、大学現場と一体となった円滑な運営に支障が出ることも懸念される。

法人化が単なる管理運営の手法ではなく、大学の機能を最大限に発揮していくことを目指して、自律的に大学を運営するための一つの手段であるという意義からすれば、それを一層有効に進めるためにも、大学ごとに法人化するのが適当と考える。

なお、法人には独自の運営システム、役員組織等が必要であり、管理の効率性の面から考えれば一法人三大学とする方法もある。しかし、この点については、一法人一大学の場合でも、財務会計、人事制度など共通のシステム、処理体制を構築するなどの工夫により効率化は図れるのではないかと思われる。

法人化後は、大学運営における自主性・自律性が拡大することに対応して、経営面での責任が求められるので、理事長は、教員に限らず、幅広い分野から選ばれることが望まれる。三大学の規模、意思決定のスピードなどを考慮すると、理事長と学長は同一人物であるのが適当と考えるが、移行初期においては、独立した事業体として、とりわけ経営面での体制づくりが重要と思われるので、理事長と学長の役割を分担させることも考慮に値すると思われる。

加えて、学長の補佐体制の充実のほか、法人の役員や経営に関する審議機関には学外からの参画を求め、幅広い視点からの運営を可能にするとともに、例えば事務局に広報やマーケティング（市場戦略、市場調査）の専門家を登用するなど、大学組織の強化が求められる。

このほか、職員の人事交流についても、組織活性化のために効果的な方法を検討する必要がある。

(3) 法人化後の大学運営

法人化は大学改革の一つの過程であり、それによって得られるシステム・メリットを最大限に活用し、改革を進めていかなければならない。特に、法人化後は経営面の視点をも持って運営に努めることが求められる。教育研究や大学運営へのインセンティブ（意欲刺激、誘因）が働く仕組みは特に重要であるし、教職員それぞれが、自分が大学運営の当事者という意識を持ってそれぞれの役割を果たしていくことも重要である。

学長の選考方法、人事・給与制度、財務会計制度、目標・評価制度など、大学運営の具体的な制度は、法人で定め、運用していくことになる。

一方、法制度上は、中期目標の設定をはじめ、理事長や監事の任命、中期計画の認可、授業料等の上限設定、評価委員会を通じた業務実績の評価、財務諸表の承認、そして運営費交付金の交付など、設立団体である県が、独立行政法人化後も大学の運営に関して重要な権限を持っている。

このような関係の中で、円滑で効率的に大学を運営していくためには、具体的な制度設計の段階から、県と大学が十分に連絡をとりあい、新しい運営の仕組みを構築していくことが重要である。

大学は、法人化によって自主的な運営形態を手に入れることができる反面、運営に対する責任が問われることになる。大学の活動実績は、県民や社会から厳しく評価されることになり、大学はその結果を真摯に受け止め、運営の改善につなげていく必要がある。それに応えていくことができなければ、大学への期待は薄れ、運営費交付金にもマイナスとなって反映されていく。その状態が続き、大学としての存在価値が失われていけば、最終的には、大学の存続そのものに影響が及んでいくことになる。

大学は、このことを十分認識しなければならない。

(4) 移行の時期

大学全入時代を間近に迎えるなど競争的環境が進む中で、社会の急激な変化に対応し、個性豊かな魅力ある大学づくりを進めていくためには、すみやかに独立行政法人に移行することが望ましい。

県立三大学の今後

1 三大学の方向性

県立の各大学で取り組むべき改革方策について提言してきたが、それらの実現を期待するほか、各大学の大きな方向性について、この委員会は次のように考える。

(1) 九州歯科大学

九州歯科大学は、現在のところ志願者も多く他大学に比べて優位性が保たれていると見受けられる。しかしながら、少子化がますます進み、大学間競争が激しくなる中、質の高い卒業生を送り出すための取り組み、教育研究の不断の改善に一層力を注ぐことが望まれる。

それとともに、地域の歯科医療に貢献していくため、地域の中核病院として、歯科医師の再教育や最新情報の提供など開業医との連携を強化し、高齢者に対する歯科医療、特殊な疾患への対応など一般の歯科医では対応困難な先進的な医療分野での役割がますます期待される。

また、施設整備に伴う借入金の償還に大きな負担が見込まれる中、独自収入の確保を積極的に図っていく必要があるほか、特に附属病院については、アウトソーシング（外部委託）や医療技術職員の給与水準の見直しなど、法人化を契機に思い切った経営改善策を検討し、採算性の確保に向けた経営努力が望まれる。

(2) 福岡女子大学

福岡女子大学は、女性リーダーの養成という役割を担ってきた伝統ある大学である。しかし今日では、そもそも公立で特定の性のみの大学を持つことに疑問を持つ考えもあるだけでなく、受験生に共学志向が強いことから、今後学生の質の低下も懸念されている。女子の進学率が高くなった現在、単に女子大であり続けることの必要性は低下していると思われる。

特に、文学部においては、入学生の学力水準の低下、高い入学辞退率という憂慮すべき状態にあることに加え、資格免許や進路と結びついたところに集まりやすいという受験生の傾向からすれば、このままでは志願者も逡減し、先細りすることは確実に考えざるを得ない。

これらは、単に共学化すれば志願者が増え、問題が解決するものではない。現在でも、卒業後の進路がみえやすく、学生にとって魅力があると考えられる教育研究分野も存在しているところだが、もう一度、大学全体として、人材育成の目標、提供する教育を明確にし、特徴を打ち出すことが必要である。女子大としてあり続けるならば、その利点を活かした魅力ある大学に変えていかなければならない。

男女共同参画社会の実現を推進していく上で、今後女性の社会進出が期待される分野でのリーダーとなる女性を育成する教育、出産後の職場復帰を手助けするような地域密着型の教育などは、女子大としての特徴を発揮することになるとも考えられる。このほか、語学力や国際性を身につけ、国際機関やNGOなどで活躍できる人材を育成するという方向もあり得るし、高度な専門性を持つ職業人の養成や社会人の再学習の場として、大学院を特化させるという方向性もある。また、分野によっては県立大との連携による総合的な教育研究の展開、プログラムの開発も考えられる。

いずれにせよ、学部学科を含め、抜本的な見直しが必要と考える。

(3) 福岡県立大学

福岡県立大学は、今年度看護学部を開設し、保健、医療、福祉分野の総合的教育研究を行う大学として、今後期待される役割は大きい。しかしながら、発足当初に比べて学生の質が低下したり、学科によっては志願者が減少しているという状況も見受けられる。類似の福祉系大学が増加し、先駆けとしての優位性が薄れたほか、地理的条件の不利も否めない。

このような事態から脱却するため、教育研究の特色を打ち出し、競合大学との差別化を図ることが必要である。まずは、専門性を発揮できる分野、特色を発揮できる分野に思い切って特化し、資源を再配分する方向を検討すべきと思われる。

加えて、県立大は地域振興の役割も設立当初から担っており、現在のところ、大学運営に対する地元の協力も得られている。県立大の教育研究分野は、人々の日頃の生活に密着した分野であり、大学組織全体として地域との連携を重点的に進めることが特に重要である。

県立大学独立行政法人化改革検討委員会委員名簿

(平成15年7月29日現在・50音順)

氏名	役職名
あかほり しんいち 赤堀 新一	(株)日本総合研究所主任研究員
あらまき ともゆき 荒牧 智之	九州電力(株)人事グループ長
おがた せきこ 緒方 世喜子	(財)日本ユニセフ協会九州本部副会長(前福岡県教育委員長)
おだ ゆきこ 織田 由紀子	(財)アジア女性交流・研究フォーラム主任研究員
かねかわ みちこ 兼川 路子	(株)サン・サーヴィス代表取締役
さかぐち こういち 坂口 光一	九州大学大学院助教授(工学研究院、ベンチャービジネスラボラトリー)
すぎおか よういち 杉岡 洋一	九州労災病院院長(前九州大学総長)
どいら のぶひで 土井良 延英	監査法人トーマツ代表社員
(専門委員) とやま ともかず 遠山 智一	(株)進研アド常務取締役大学改革支援室室長
(専門委員) なかつい いずみ 中津井 泉	リクルート「カレッジマネジメント」編集長

(特別委員)

氏名	役職名
ふくた じんいち 福田 仁一	九州歯科大学長
おか てるお 岡 照雄	福岡女子大学長
はしぐち かつひさ 橋口 捷久	福岡県立大学長

氏名欄の は座長、 は副座長を示す。

審議の経緯

第1回

日時：平成15年7月29日(火) 13:30～16:45

- 議事：1 検討項目、日程の説明
2 委員会運営について
3 概要の説明
ア 県立大学の抱える課題等について
イ 地方独立行政法人制度について
4 意見交換

第2回

日時：平成15年8月25日(月) 14:30～17:55

- 議事：1 各大学の改革への取り組み状況
2 質の確保面からの改革方策

第3回

日時：平成15年9月16日(火) 14:00～17:00

- 議事：1 質の確保面からの改革方策
2 大学の経営面からの改革方策

第4回

日時：平成15年10月21日(火) 14:00～17:00

- 議事：大学の経営面からの改革方策

第5回

日時：平成15年11月25日(火) 14:00～17:20

- 議事：1 独立行政法人化への対応
2 独立行政法人化後の県立三大学の方向性

第6回

日時：平成15年12月25日(木) 14:00～17:50

- 議事：提言書案について

第7回

日時：平成16年2月6日(金) 14:00～15:20

- 議事：提言書について

参 考 資 料

1. 各大学の設置理念・沿革・所在地	1p
2. 学部・学科・専攻の構成と学生数	2p
3. 教職員数	3p
4. 教職員の平均年齢・勤続年数等	4p
5. 取得可能資格と国家試験合格率	5p
6. 入学試験の受験倍率の推移	7p
7. 一般選抜における入学辞退の状況	9p
8. 合格者の成績変動	10p
9. 就職率の推移	11p
10. 大学費の財源内訳	13p
11. 九州歯科大学附属病院の収支状況	14p
12. 18歳人口及び進学率の推移	15p
13. 地方独立行政法人法の概要	16p
14. 公立大学法人制度	19p

1 各大学の設置理念・沿革・所在地

1 九州歯科大学（学長：福田 仁一）

(1) 設置理念

広く知識を授けるとともに、深く歯学に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる。

(2) 沿革

大正 3年4月 私立九州歯科医学校開校
大正 10年7月 財団法人九州歯科医学専門学校（4年制）に昇格
昭和 19年4月 福岡県に移管され、医学科を併置し福岡県立医学歯学専門学校に改称
昭和 22年4月 医学科廃止され、福岡県立歯科医学専門学校に改称
昭和 24年4月 九州歯科大学に昇格
昭和 33年5月 九州歯科大学歯学進学課程発足
昭和 38年3月 附属病院棟竣工
昭和 41年4月 大学院歯学研究科博士課程設置
平成 11年7月 病院棟を改築

(3) 所在地 北九州市小倉北区真鶴2丁目6番1号

2 福岡女子大学（学長：岡 照雄）

(1) 設置理念

広く知識を授け、高い教養と清純な徳性を養い、特に女性に適する専門の学芸を研究教授し、あわせてその応用力を豊かにして、もって文化の創造と社会の福祉に貢献することができる女性を育成する。

(2) 沿革

大正 12年4月 福岡県立女子専門学校開校
大正 14年4月 福岡県女子専門学校に改称
昭和 25年4月 福岡女子大学（新制大学）に昇格
平成 5年4月 大学院文学研究科修士課程設置
平成 7年4月 家政学部を改組し、人間環境学部開設
平成 9年4月 大学院文学研究科英文学専攻博士課程設置
平成 12年4月 大学院人間環境学研究科修士課程設置

(3) 所在地 福岡市東区香住ヶ丘1丁目1番1号

3 福岡県立大学（学長：橋口 捷久）

(1) 設置理念

広く知識を授け、実践を重視した専門の学芸を教育研究するとともに、真理探究の精神と幅広い教養を身につけた創造性豊かな人材を育成し、もって文化の向上、福祉の増進、保健の推進及び地域の発展に寄与する。

(2) 沿革

昭和 27年7月 福岡県保育専門学院設置
昭和 29年4月 福岡県立保育養成所に改称
昭和 42年4月 福岡県立保育養成所を発展的解消し、社会保育短期大学開学
平成 4年4月 福岡県立大学開学
平成 5年3月 社会保育短期大学閉学
平成 9年4月 大学院人間社会学研究科（修士課程）設置
平成 15年4月 看護学部開設

(3) 所在地 田川市大字伊田 4395 番地

2 学部・学科・専攻の構成と学生数

(平成15年5月1日現在)

大学等(学科)名	学生定数	学年定員	学生現員			修業年限	15年度 入学生	入学者	
			県内	県外	合計			県内	県外
九州歯科大学	690	125	246	413	659		124	42	82
歯学部	570	95	210	378	588	6年	97	27	70
大学院	120	30	36	35	71	4年	27	15	12
福岡女子大学	773	205	594	283	877		234	164	70
文学部	360	90	271	129	400		108	75	33
国文学科	180	45	142	61	203	4年	54	39	15
英文学科	180	45	129	68	197	4年	54	36	18
人間環境学部	360	90	263	151	414		104	68	36
環境理学科	120	30	116	35	151	4年	37	28	9
栄養健康科学科	120	30	81	51	132	4年	33	20	13
生活環境学科	120	30	66	65	131	4年	34	20	14
大学(学部)合計	720	180	534	280	814		212	143	69
大学院文学研究科	29	13	31	3	34		12	11	1
国文学専攻修士課程	10	5	10	0	10	2年	5	5	0
英文学専攻博士前期課程	10	5	6	0	6	2年	4	4	0
英文学専攻博士後期課程	9	3	15	3	18	3年	3	2	1
大学院人間環境学研究科	24	12	29	0	29		10	10	0
環境理学専攻	8	4	11	0	11	2年	4	4	0
栄養健康科学専攻	8	4	11	0	11	2年	3	3	0
生活環境学専攻	8	4	7	0	7	2年	3	3	0
大学院合計	53	25	60	3	63		22	21	1
福岡県立大学	984	242	324	465	789		260	114	146
人間社会学部	600	150	265	416	681		166	68	98
社会学科	200	50	57	165	222	4年	55	18	37
社会福祉学科	200	50	99	126	225	4年	55	23	32
人間形成学科	200	50	109	125	234	4年	56	27	29
看護学部	360	80	38	43	81	4年	81	38	43
大学(学部)合計	960	230	303	459	762		247	106	141
大学院福祉社会専攻	12	6	7	3	10	2年	6	3	3
大学院生涯発達専攻	12	6	14	3	17	2年	7	5	2
大学院合計	24	12	21	6	27		13	8	5
計	2,447	572	1,164	1,161	2,325		618	320	298
九州歯科大学附属歯科衛生学院	80	40	40	39	79	2年	40	19	21
総計	2,527	612	1,204	1,200	2,404		658	339	319

看護学部は3年次から学年定員100名

3 教職員数

	九州歯科大学	福岡女子大学				福岡県立大学			県立三大学 合計
	歯学部	文学部	人間環境 学部	一般教育等 全学共通科目	計	人間社会 学部	看護学部	計	
専任教員	129	18	36	9	64	49	40	90	283
学長	1				1			1	3
教授	25	11	17	4	32	22	6	28	85
助教授	16	3	8	3	14	17	10	27	57
講師	24	2		1	3	3	7	10	37
助手	63	2	11	1	14	7	17	24	101
専任職員	92				28			27	147
事務系	31				21			22	74
技術技能系	3				2			2	7
医療系	45				1			1	47
教務系	9								9
その他	4				4			2	10
合計	221				92			117	430

(注) 平成15年5月1日現在現員

4 教職員の平均年齢、勤続年数等

	九州歯科大学				福岡女子大学				福岡県立大学				県立三大学計			
	教職員数	平均年齢(歳)	勤続年数(年)	大学での勤続年数(年)	教職員数	平均年齢(歳)	勤続年数(年)	大学での勤続年数(年)	教職員数	平均年齢(歳)	勤続年数(年)	大学での勤続年数(年)	教職員数	平均年齢(歳)	勤続年数(年)	大学での勤続年数(年)
専任教員	129	44.3	13.6		63	48.4	14.0		90	43.0	5.9		282	44.8	11.2	
教授	26	55.8	20.6		32	56.0	16.8		29	53.4	10.4		87	55.1	15.8	
助教授	16	52.1	22.8		14	45.9	12.5		27	41.7	4.1		57	45.6	11.4	
講師	24	47.6	18.8		3	31.7	0.3		10	37.1	0.8		37	43.5	12.4	
助手	63	36.3	6.5		14	37.0	11.9		24	34.5	4.5		101	36.0	6.8	
専任職員	92	42.1	18.4	8.7	28	47.9	23.0	3.5	27	45.5	22.4	3.3	147	43.8	20.0	6.7
うち事務系	31	42.1	19.3	2.6	21	47.0	24.2	2.7	22	44.4	22.0	1.5	74	44.1	21.5	2.3

- (注) 1 勤続年数欄の< >は、福岡県立大学看護学部の教員を除く数値。
 2 専任教職員数、平均年齢は、平成15年5月1日現在。平均勤続年数は、平成15年3月31日現在の勤続年数(0.1年未満切り捨て、社会保育短大の在職期間を含む)による。
 3 学長は除く。ただし、教授兼務の場合は数値に含む。

5 取得可能資格と国家試験合格率

1 九州歯科大学

歯学部歯学科

歯科医師国家資格

合格率の推移

		H.10 第91回	H.11 第92回	H.12 第93回	H.13 第94回	H.14 第95回	H.15 第96回
全国	全体	88.0	83.6	69.7	90.7	83.3	91.4
	新卒のみ	91.8	88.6	76.5	95.1	88.6	96.3
九州歯科大	全体	98.1	91.2	86.9	99.0	91.5	96.1
	新卒のみ	99.1	93.3	88.2	100.0	91.4	96.8

2 福岡女子大学

取得できる資格免許

学部	学科	資格免許の種類
文学部	国文学科	中学校教諭一種免許状（国語） 高等学校教諭一種免許状（国語）
	英文学科	中学校教諭一種免許状（英語） 高等学校教諭一種免許状（英語）
人間環境学部	環境理学科	中学校教諭一種免許状（理科） 高等学校教諭一種免許状（理科）
	栄養健康学科	栄養士免許 管理栄養士受験資格 中学校教諭一種免許状（家庭） 高等学校教諭一種免許状（家庭）
	生活環境学科	中学校教諭一種免許状（家庭） 高等学校教諭一種免許状（家庭）

栄養士免許、教諭免許状は所定の単位を修得して卒業することにより取得

3 福岡県立大学

ア 人間社会学部

社会学科

高等学校教諭一種免許（公民）（所定の単位を修得して卒業することにより取得）

社会福祉学科

- ・ **社会福祉士**（受験資格）

合格率の推移

（単位：％）

	H.7	H.8	H.9	H.10	H.11	H.12	H.13	H.14
福岡県立大学（現役生）	31.6	34.1	37.8	43.6	42.9	43.5	81.6	74.5
全 国	30.0	29.4	27.6	29.5	29.0	26.5	29.5	31.4

- ・ **精神保健福祉士**（受験資格）

合格率の推移

（単位：％）

	H.10	H.11	H.12	H.13	H.14
福岡県立大学（現役生）	-	-	-	100.0	100.0
全 国	89.1	73.2	63.1	62.3	62.7

H13から受験資格が認められた

- ・ **社会福祉主事任用資格**（社会福祉学科卒業と同時に取得）

人間形成学科

- ・ **幼稚園教諭一種免許**（所定の単位を修得して卒業することにより取得）
- ・ **保育士資格**（所定の単位を修得して卒業することにより取得）
- ・ **社会教育主事基礎資格**（所定の単位を修得することにより基礎資格を取得、その後、社会教育主事補の職を1年以上経て取得）

イ 看護学部

- ・ **看護師**（受験資格）
- ・ **保健師**（受験資格）
- ・ **助産師**（受験資格：所定の単位の修得が必要）
- ・ **養護教諭 2 種免許**（所定の単位を修得して卒業することにより取得）
- ・ **養護教諭 1 種免許**（ " " ）

大学院人間社会学研究科

生涯発達専攻

- ・ **臨床心理士**（1年の実習の後、受験資格）

6 入学試験の受験倍率の推移

				定員	H15 受験倍率	H14 受験倍率	H13 受験倍率	H12 受験倍率	H11 受験倍率	
九州歯科大学	歯学部	歯学科	一般選抜	前期	73	7.29	8.01	3.70	4.75	3.59
				後期	10	23.90	27.30	18.00	22.00	14.25
					83	9.29	10.28	5.36	6.76	5.05
			推薦(県内のみ)		12	2.50	2.17	2.17	2.33	1.75
			私費外国人留学生	2人程度	5.00	1.00	-	1.00	1.00	
	合計	95	8.40	9.19	4.97	6.16	4.61			
福岡女子大学	文学部	国文学科	一般選抜	前期	35	2.50	2.73	3.16	2.21	4.18
				後期	10	6.30	5.11	4.93	4.08	11.10
					45	3.20	3.44	3.61	2.64	5.44
			私費外国人留学生	若干名	2.00	-	-	-	2.00	
			社会人特別選抜	若干名	-	-	制度なし	制度なし	制度なし	
			合計	45	3.16	3.45	3.64	2.66	5.38	
		英文学科	一般選抜	前期	25	3.35	2.83	2.76	2.50	7.16
				後期	20	3.67	3.31	3.03	1.90	7.88
					45	3.49	3.04	2.89	2.20	7.48
	私費外国人留学生		若干名	2.67	2.00	1.00	-	1.50		
	帰国子女		若干名	-	1.00	1.00	-	-		
	社会人特別選抜	若干名	1.00	-	1.00	-	4.00			
		合計	45	3.43	3.00	2.78	2.20	7.22		
	人間環境学部	環境理学科	一般選抜	前期	60	2.90	2.78	2.98	2.33	5.39
				後期	30	4.28	3.98	3.63	2.57	8.80
					90	3.37	3.23	3.22	2.42	6.47
			私費外国人留学生	若干名	2.40	3.00	2.00	-	1.67	
			帰国子女	若干名	-	1.00	1.00	-	-	
		社会人特別選抜	若干名	1.00	-	1.00	-	4.00		
			合計	90	3.32	3.21	3.18	2.43	6.32	
		栄養健康科学科	一般選抜	前期	20	2.46	2.04	2.79	1.65	1.92
				後期	10	2.50	1.63	1.83	2.10	2.45
				30	2.48	1.88	2.38	1.85	2.16	
	私費外国人留学生		若干名	-	-	1.00	-	-		
	社会人特別選抜		若干名	-	-	-	-	-		
		合計	30	2.52	1.88	2.35	1.85	2.16		
	生活環境学科	一般選抜	前期	20	3.82	3.65	4.87	3.21	3.17	
		後期	10	3.00	2.79	3.21	4.00	2.77		
			30	3.47	3.32	4.24	3.58	2.96		
私費外国人留学生		若干名	-	-	-	-	-			
社会人特別選抜		若干名	-	-	-	-	-			
	合計	30	3.47	3.32	4.24	3.58	2.98			
人間環境学部	生活環境学科	一般選抜	前期	20	2.52	2.50	2.88	2.58	2.63	
			後期	10	2.85	2.15	1.38	9.82	2.67	
				30	2.63	2.38	2.18	4.73	2.64	
		私費外国人留学生	若干名	-	-	-	-	-		
		社会人特別選抜	若干名	-	-	-	-	-		
	合計	30	2.66	2.38	2.20	4.73	2.64			
人間環境学部	生活環境学科	一般選抜	前期	60	2.90	2.71	3.49	2.46	2.56	
			後期	30	2.77	2.16	2.02	4.50	2.64	
				90	2.85	2.51	2.86	3.29	2.60	
		私費外国人留学生	若干名	-	-	2.00	-	-		
		社会人特別選抜	若干名	-	-	-	-	-		
	合計	90	2.87	2.51	2.86	3.29	2.61			
人間環境学部	生活環境学科	一般選抜	前期	60	2.90	2.75	3.22	2.40	4.03	
			後期	30	3.49	3.15	2.78	3.64	4.75	
				180	3.12	2.90	3.04	2.88	4.33	
		私費外国人留学生	若干名	3.00	3.00	2.00	-	2.00		
		帰国子女	若干名	-	1.00	1.00	-	-		
社会人特別選抜	若干名	1.00	-	1.00	-	4.00				
	合計	180	3.11	2.89	3.02	2.88	4.30			

6 入学試験の受験倍率の推移

					H15	H14	H13	H12	H11	
				定員	受験倍率	受験倍率	受験倍率	受験倍率	受験倍率	
福岡県立大学	人間社会学部	社会学科	一般選抜	前期	30	3.78	3.74	4.94	2.15	4.82
				後期	10	8.79	5.47	6.46	5.30	5.73
				40	4.89	4.24	5.27	2.64	5.05	
			推薦	10	2.14	2.00	2.29	3.00	2.70	
			帰国子女	若干名	-	-	1.00	-	-	
			私費外国人留学生	若干名	-	-	-	-	-	
			転・編入学生	若干名	-	-	-	-	2.00	
		社会人特別選抜	若干名	-	-	-	-	2.00		
		合 計	50	4.63	4.03	4.91	2.71	4.64		
		社会福祉学科	一般選抜	前期	25	5.06	5.36	5.44	3.97	3.94
				後期	10	5.25	9.82	3.84	6.20	3.57
				35	5.12	6.40	4.84	4.46	3.83	
			推薦	15	4.00	4.40	6.00	6.27	6.73	
			帰国子女	若干名	-	-	-	-	-	
	私費外国人留学生		若干名	-	-	-	-	-		
	転・編入学生		若干名	-	-	3.50	4.00	-		
	社会人特別選抜	若干名	-	-	2.00	-	2.00			
	合 計	50	4.95	5.98	5.01	4.90	4.65			
	人間形成学科	一般選抜	前期	25	4.90	5.81	4.77	4.85	4.81	
			後期	10	5.69	8.42	8.10	5.86	7.50	
			35	5.14	6.52	5.51	5.15	5.39		
		推薦	15	5.07	4.40	4.80	5.40	6.33		
		帰国子女	若干名	-	-	-	-	1.00		
		私費外国人留学生	若干名	-	-	-	-	-		
		転・編入学生	若干名	8.00	7.00	10.00	11.00	10.00		
	社会人特別選抜	若干名	2.00	-	2.50	8.00	8.00			
	合 計	50	5.11	6.03	5.32	5.34	5.66			
人間社会学部	一般選抜	前期	80	4.46	4.83	5.03	3.41	4.57		
		後期	30	6.53	7.45	5.67	5.79	5.41		
		110	5.03	5.53	5.20	3.92	4.78			
	推薦	15	4.08	3.95	4.81	5.36	5.58			
	帰国子女	若干名	-	-	1.00	-	2.00			
	私費外国人留学生	若干名	-	-	-	-	-			
	転・編入学生	若干名	12.00	10.00	6.00	8.50	11.50			
	社会人特別選抜	若干名	5.00	-	2.33	10.00	3.50			
	合 計	150	4.89	5.27	5.08	4.27	4.97			
	看護学部	看護学科	一般選抜	50	14.36	H15開学				
推薦			30	5.67						
社会人特別選抜			若干名	20.50						
合 計			80	12.24						

7 一般選抜における入学辞退の状況

	11年度			12年度			13年度			14年度			15年度		
	合格者数 A	辞退者数 B	辞退率 B / A	合格者数 A	辞退者数 B	辞退率 B / A	合格者数 A	辞退者数 B	辞退率 B / A	合格者数 A	辞退者数 B	辞退率 B / A	合格者数 A	辞退者数 B	辞退率 B / A
九州歯科大学	88	5	5.7%	86	3	3.5%	86	3	3.5%	85	2	2.4%	83	2	2.4%
福岡女子大学	249	67	26.9%	243	42	17.3%	253	53	20.9%	253	43	17.0%	245	43	17.6%
文学部	111	21	18.9%	115	23	20.0%	129	35	27.1%	137	32	23.4%	127	29	22.8%
国文学科	55	9	16.4%	56	8	14.3%	59	11	18.6%	64	12	18.8%	54	3	5.6%
英文学科	56	12	21.4%	59	15	25.4%	70	24	34.3%	73	20	27.4%	73	26	35.6%
人間環境学部	138	46	33.3%	128	19	14.8%	124	18	14.5%	116	11	9.5%	118	14	11.9%
環境理学科	44	14	31.8%	46	4	8.7%	42	5	11.9%	40	3	7.5%	42	5	11.9%
栄養健康科学科	49	21	42.9%	45	10	22.2%	37	3	8.1%	37	2	5.4%	38	5	13.2%
生活環境学科	45	11	24.4%	37	5	13.5%	45	10	22.2%	39	6	15.4%	38	4	10.5%
福岡県立大学	152	29	19.1%	157	24	15.3%	156	28	17.9%	157	28	17.8%	157	35	22.3%
人間社会学部	152	29	19.1%	157	24	15.3%	156	28	17.9%	157	28	17.8%	157	35	22.3%
社会学科	60	16	26.7%	64	11	17.2%	60	13	21.7%	66	13	19.7%	63	16	25.4%
社会福祉学科	46	9	19.6%	46	6	13.0%	51	13	25.5%	47	13	27.7%	50	10	20.0%
人間形成学科	46	4	8.7%	47	7	14.9%	45	2	4.4%	44	2	4.5%	44	9	20.5%
合計	489	101	20.7%	486	69	14.2%	495	84	17.0%	495	73	14.7%	485	80	16.5%

8 合格者の成績変動

大学	学部	区分	1992	1998	2001	2002	2003
九州歯科	歯	前期	61.4	62.8	60.1	63.6	62.1
福岡県立	人間社会	前期	(注1) 56.1	50.2	49.0	50.3	48.9
	看護		-	-	-	-	(注2) 56.0
福岡女子	文	前期	59.4	56.4	54.6	55.7	54.9
	人間環境	前期	(注3) (53.0)	52.7	51.5	53.6	55.2

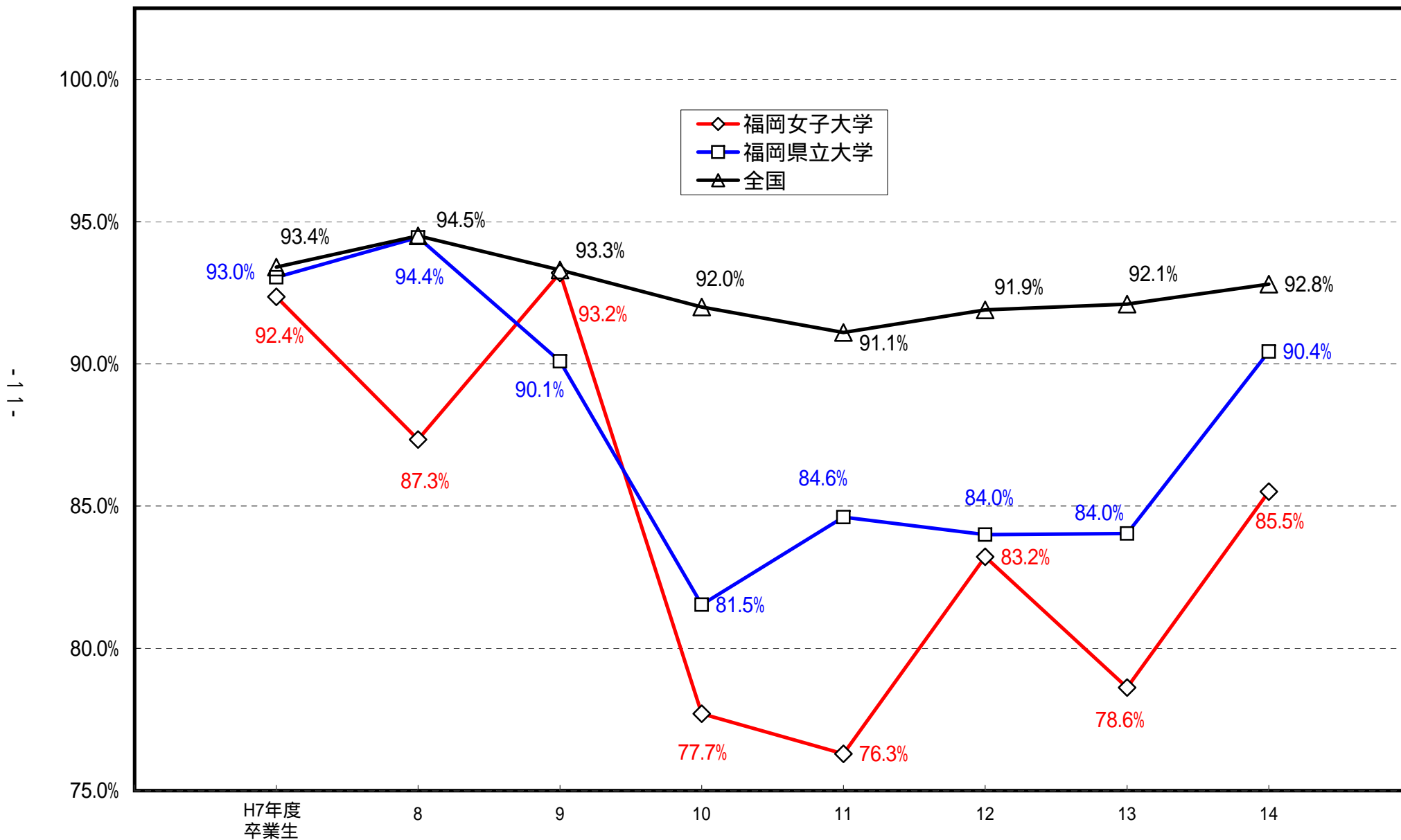
進研模試の合否追跡結果。合格者の平均偏差値。

(注1)1992年は学部開設年で、大学入試センター試験を利用していない。

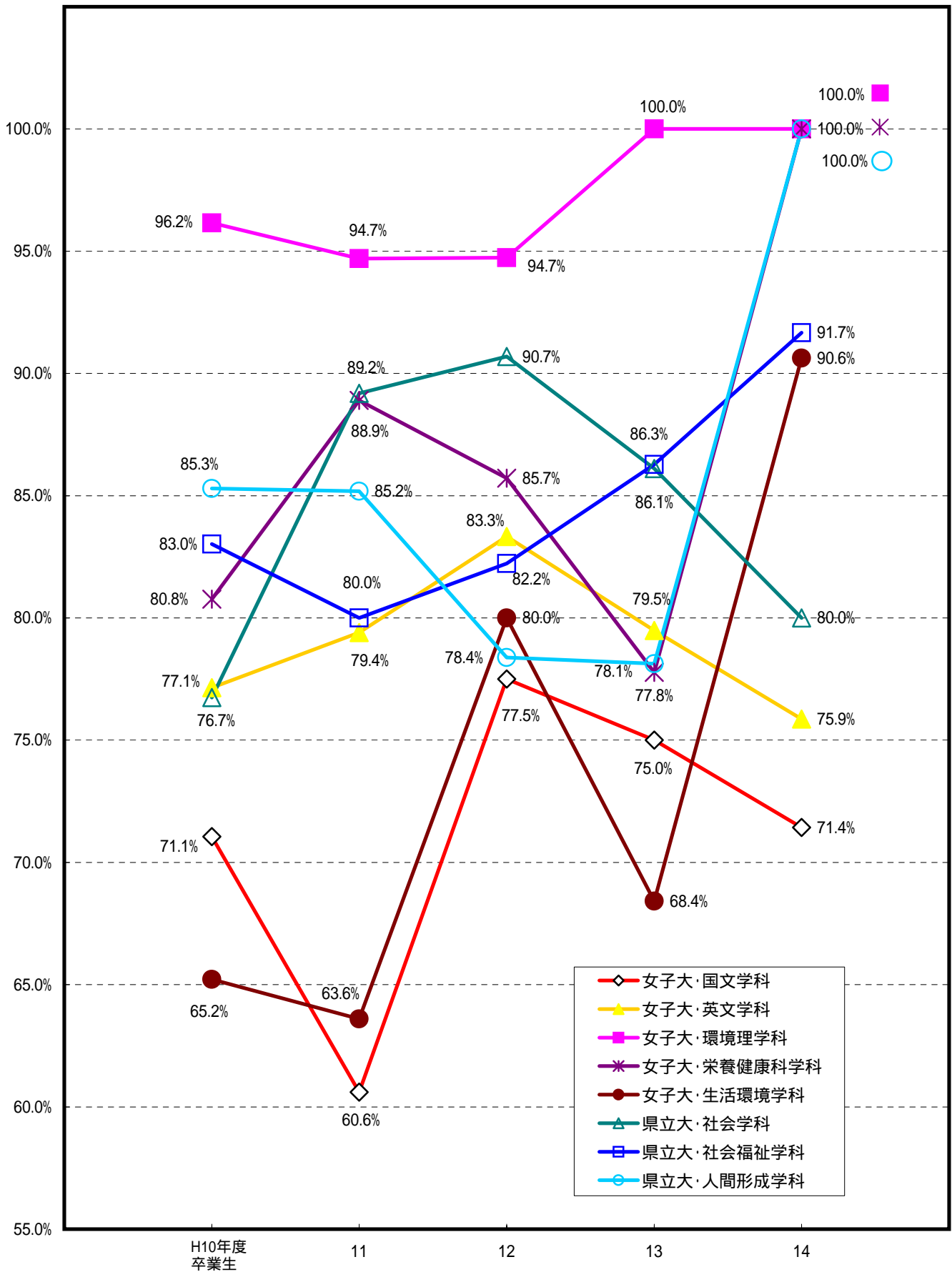
(注2)2003年に学部開設年で、大学入試センター試験を利用していない。

(注3)1992年は家政学部の数値。

9 就職率の推移



9 就職率の推移(学科別)



10 大学費の財源内訳

		九州歯科大学		福岡女子大学		福岡県立大学		合計		
学生数(H.15.5.1)		659		877(文学系434 人間環境系443)		789(人間社会系708 看護系81)		2,325		
学生数(H.14.5.1)		654		869(文学系431 人間環境系438)		706(人間社会系706)		2,447		
		H14決算 (百万円)	H15予算 (百万円)	H14決算 (百万円)	H15予算 (百万円)	H14決算 (百万円)	H15予算 (百万円)	H14決算 (百万円)	H15予算 (百万円)	
支 出		2,413	2,306	1,334	1,358	1,125	1,774	4,872	5,438	
収入	独自収入	学生納付金等 (使用料・手数料)	404 (16.7%)	433 (18.8%)	519 (38.9%)	536 (39.5%)	485 (43.1%)	535 (30.2%)	1,408 (28.9%)	1,505 (27.7%)
		うち授業料	307 (12.7%)	331 (14.4%)	412 (30.9%)	438 (32.3%)	335 (29.8%)	378 (21.3%)	1,054 (21.6%)	1,146 (21.1%)
		うち入学料等	71 (2.9%)	68 (2.9%)	100 (7.5%)	91 (6.7%)	147 (13.1%)	140 (7.9%)	319 (6.5%)	298 (5.5%)
		その他	9 (0.4%)	14 (0.6%)	11 (0.8%)	22 (1.6%)	9 (0.8%)	10 (0.6%)	30 (0.6%)	46 (0.8%)
		計	414 (17.2%)	447 (19.4%)	530 (39.7%)	558 (41.1%)	494 (43.9%)	545 (30.7%)	1,438 (29.5%)	1,551 (28.5%)
		一般財源	1,999 (82.8%)	1,858 (80.6%)	804 (60.3%)	800 (58.9%)	631 (56.1%)	1,229 (69.3%)	3,434 (70.5%)	3,887 (71.5%)
	収 入 計	2,413	2,306	1,334	1,358	1,125	1,774	4,872	5,438	

平成14年度一般会計決算、平成15年度一般会計当初予算(各大学費の消費的経費ベース)より作成(端数を調整していない。)

(九州歯科大学附属病院会計への繰出金を除く。)

授業料 = 授業料(大学、大学院)

入学料等 = 入学料、入学審査料(大学、大学院)

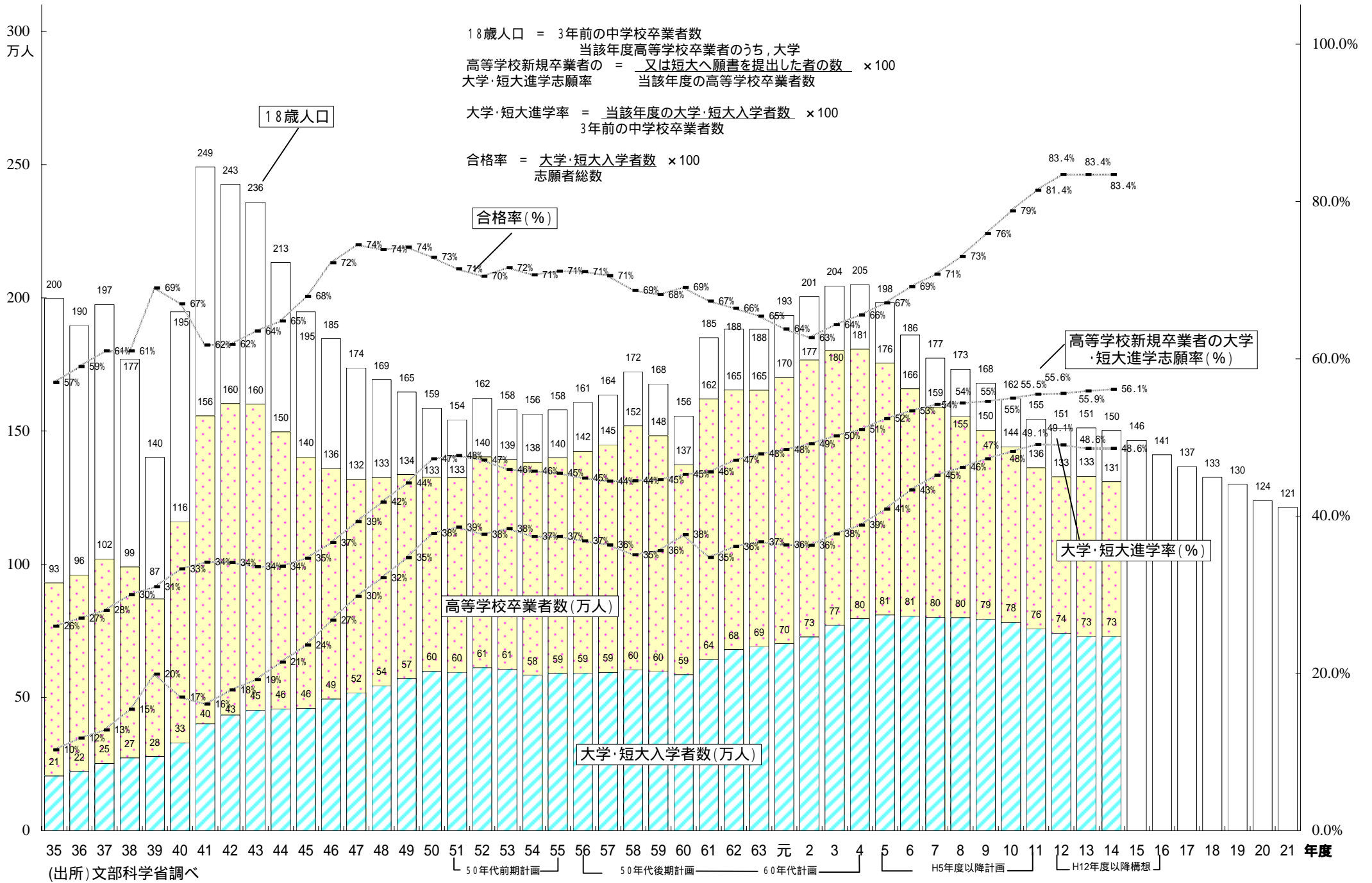
1 1 九州歯科大学附属病院の収支状況

単位：千円

		平成14年度 決算額	平成15年度 当初予算額
支出 A	職員給与費	407,495 (30.8%)	491,882 (33.1%)
	公債費	323,001 (24.4%)	371,986 (25.0%)
	その他	593,614 (44.8%)	622,378 (41.9%)
	計	1,324,110	1,486,246
収入 B	診療収入	920,879 (65.1%)	1,048,399 (70.5%)
	繰越金	177,572 (12.6%)	82,255 (5.5%)
	繰入金 (一般財源)	291,876 (20.6%)	331,282 (22.3%)
	その他	23,252 (1.6%)	24,310 (1.6%)
	計	1,413,579	1,486,246
形式収支 B - A		89,469	0

(注) ()は収入支出それぞれの構成比。

12 18歳人口及び進学率の推移



1 3 地方独立行政法人法の概要

総務省

1 定義・目的

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人。

目標による管理と適正な実績評価、業績主義に基づく人事管理と財務運営の弾力化、徹底した情報公開等が制度の柱。

2 対象業務

試験研究

大学の設置・管理

公営企業に相当する事業の経営（水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス、病院）

社会福祉事業の経営（特別養護老人ホーム、保育所、ホームヘルプサービス事業 等）

その他の公共的な施設で政令で定めるものの設置・管理

いずれも、既存組織の移行だけでなく新設も想定

3 設立手続

設立団体が議会の議決を経て定款を定め、総務大臣又は都道府県知事が認可。

4 財産的基礎等

- ・ 出資者は地方公共団体に限る。
- ・ 設立される法人の業務に関する設立団体の一定の権利・義務は当該法人が承継。

5 役職員の身分等

- ・ 業務停滞が住民の生活、地域社会又は地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼす法人又は中立性・公正性を特に確保する必要がある法人の役職員には地方公務員の身分を付与。（定款事項 = 総務大臣又は都道府県知事が認可）
- ・ 設立団体から法人への職員の引継、退手の通算等について、適切に手当て。
- ・ 理事長及び監事は設立団体の長が任命・解任。
- ・ その他の役員及び職員は理事長が任命・解任。

6 目標による管理と評価の仕組み

国の独立行政法人制度と同様、「目標 計画 評価 業務運営への反映」という流れを義務づけ。

- ・中期目標（3～5年）は、設立団体の長が議会の議決を経て定める。
- ・中期計画（"）は、法人が作成し、設立団体の長が認可。
- ・年度計画は、法人が作成し、設立団体の長に届出。
- ・法人は、中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出。
- ・評価委員会は、各年度及び中期目標期間の事業実績を評価。結果を法人・設立団体の長に通知し、公表。
- ・設立団体の長は、各年度の評価結果及び中期目標に係る事業報告書・評価結果を議会に報告。
- ・中期目標期間終了時に、設立団体の長が法人の組織・業務全般にわたり見直し。

} いずれも公表

7 財務及び会計

- ・原則として企業会計原則による。
- ・法人は、毎事業年度、財務諸表等を作成、公表。設立団体の長が承認。
- ・毎事業年度の利益は、中期計画で定めた剰余金の使途に充てることが可能。

8 財源措置等

- ・法人の業務運営に必要な金額を設立団体から交付できる。
- ・設立団体からの長期借入金を除き、長期借入金及び債券発行をすることはできない。
- ・法人が料金を徴収する場合、その上限について設立団体の長が議会の議決を経て行う認可が必要。
- ・重要な財産の処分等には設立団体の長が議会の議決を経て行う認可が必要。

9 特例規定

大学

- ・役職員の身分は、非公務員とする。
- ・理事長は、原則学長を兼ねる（定款で定めるところにより、学長を理事長と別に任命することが可能。）
- ・学長や教員の任免及び学長の任期については、大学の意向を尊重する手続とする。
- ・経営に関する重要事項を審議する機関及び教育研究に関する重要事項を審議する機関を設置。
- ・設立団体の長は、中期目標の設定に当たって、あらかじめ法人の意見を聴取し、当該意見に配慮する。
- ・評価委員会は、評価を行うに当たって認証評価機関の評価を踏まえる。

公営企業に相当する事業

- ・ 中期計画項目として料金を追加。中期計画の認可には議会の議決が必要。
- ・ 事業の経費は当該事業の経営に伴う収入により賄うことが原則。

10 その他

- ・ 設立団体の長及び認可権者（総務大臣等）に対し、法人に対する報告徴収権、立入検査権、違法行為等の是正命令権を付与。
- ・ 法人は、設立団体が議会の議決を経た上で、総務大臣又は都道府県知事の認可を受け解散し清算手続を行う。

11 施行期日

平成16年4月1日とする。

14 公立大学法人制度

(15年6月現在)

	県立の大学(現状)	公立大学法人	備考(国立大学法人制度)
1. 法人の設立、大学の設置	「福岡県公の施設及び管理に関する条例」により設置。	設立団体が議会の議決を経て定款を定め、総務大臣・文部科学大臣の共同認可により設立。 出資者は地方公共団体に限る。 一法人が複数の大学を設置することも可能。	独立行政法人通則法及び国立大学法人法により設立。 一法人一大学
2. 目的、業務	条例で定める。	定款で定める。	業務の範囲については法で規定
3. 内部組織 1) 組織全般	学部・学科、研究科・専攻・入学定員は条例にて規定。事務部門の内部組織、役職員は県の規則で規定。 県立の大学の定員は、条例において三大学の職員合計数(教員及び事務その他の職員)を規定。 設置者内部で各大学・学科(講座)・各事務担当課ごとに定数を定めている。	役員の定数、職務等については、定款により定める。 その他の内部組織は、法人の長が決定、変更、改廃。 教職員の定員は各法人が自主的に決定。 ただし、中期計画に人件費の見積もりを含む予算、収支計画及び資金計画を記載。また、業務運営の効率化に関する目標達成のための措置を記載。 *役員会についての規定なし。	役員会 学長が重要事項について決定するときは、学長及び理事で構成する会議(役員会)の議を経なければならない規定あり。 (役員会の議決事項) ・中期目標についての意見 ・文部科学大臣の認可、承認を要する事項 ・予算の作成、執行、決算 ・重要な組織の設置、廃止 ・その他役員会が定める重要事項
2) 役員	なし	理事長 1 (原則的に学長。ただし、定款により学長と理事長を別に任命することも可。) 副理事長 (定款により置かないことも可。) 理事 人数の規定なし 監事 //	学長(=法人の長) 1 監事 2 理事(大学ごとに法定)
3) 審議機関等	学校教育法により、大学の重要な事項を審議するために教授会の設置が義務づけられている。 各大学には学則により以下の審議機関が設置されている。 ・評議会(複数学部の場合) 大学の予算方針 教員人事の基準、方針 学則の制定改廃 等 ・評議教授会(歯科大のみ) ・教授会 学部予算 学部の教員人事 学部の教育課程 等 教育公務員特例法により、教員の人事、服務については、上記審議機関の議に基づき行うものあり。 (例:教員の採用、昇任のための選考) 委任規則により、組織の長としての学長に知事の一定権限を移譲。	経営に関する審議機関 ・定款により、経営に関する重要事項を審議する機関として設置。 ・理事長、副理事長、その他の者により構成。 教育研究に関する審議機関 ・定款により、教育研究に関する重要事項を審議する機関として設置。 ・学長、学部長、その他の者により構成。 学校教育法による教授会は継続。	経営協議会 ・学長、学長が指名する理事及び職員、学外委員(委員総数の1/2以上)により構成。 ・中期目標や計画のうち経営に関する事項、予算・決算、給与基準等経営に関する重要事項を審議。 教育研究評議会 ・学長、学長が指名する理事、教育研究上の重要な組織の長、その他学長が指名する職員により構成。 ・中期目標や計画のうち経営に関する以外の事項、教員人事、教育課程編成、入学卒業等教育研究に関する重要事項を審議。
4. 目標、計画及び評価 1) 目標	特になし	中期目標 ・設立団体の長は、評価委員会の意見を聴取し、議会の議決を経て中期目標(6年)を定め、法人に指示・公表。 ・中期目標の設定に当たっては、公立大学法人の意見を聴取し、当該意見に配慮。	(中期目標記載事項) ・教育研究の質の向上 ・業務運営の改善及び効率化 ・財務内容の改善 ・自己点検・評価、情報公開 など
2) 計画	特になし	中期計画 ・法人は中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受け、公表。 ・設立団体の長は、認可をした中期計画が適切かつ確実な実施上不適当となった場合は、変更を命ずることができる。 年度計画 法人は、中期計画に基づき、年度計画を作成し、設立団体の長に届出・公表。	

	県立の大学（現状）	公立大学法人	備考(国立大学法人制度)
3)評価	大学設置基準により、自己点検・評価の実施・公表義務と学外者による検証の努力義務がある。	設立団体の設置する「地方独立行政法人評価委員会」が、各事業年度及び中期目標の期間における業務実績について評価を行う。 中期目標の期間に係る評価については、認証評価機関の教育及び研究に関する評価を踏まえる。 評価委員会は、評価結果を法人に通知、公表。必要な場合、法人に業務運営等の改善を勧告。	国立大学法人評価委員会を設置
4)所要の措置の検討	特になし	設立団体の長は、中期目標期間の終了後に法人の組織、業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき所要の措置を検討。	
5.人事制度			
1)職員の身分	地方公務員	非公務員	
2)任免等	学長、部局長の長、教員の採用・昇任・選考の手続きは、教育公務員特例法に規定。 (例：学長の採用のための選考は、評議会の議に基づき学長が定める基準により、評議会が行う) 学長、部局長の長、教員の任免は、学長の申し出に基づき、県知事が行う。 事務職員は、知事部局より職員が配置され、他の所属と同じサイクルで異動。	法人の長、監事は設立団体の長が任命。 (法人の長＝学長の場合、大学の選考機関の選考に基づく。) 上記以外の役員及び法人の職員は法人の長が任命。 設立団体の長は、心身の故障、職務上の義務違反、業績悪化等の場合は、法人の長を解任することができる。	理事、監事には、学外者が含まれるようにしなければならない。
3)勤務時間	条例等により規定。	法人内部の規程による。	
4)給与	条例等により規定。	法人・職員の業績が反映される支給基準を定め、設立団体の長に届出、公表。	
5)懲戒等	地方公務員法、条例等が適用される(ただし、学長、部局長、教員の懲戒・分限処分については、教育公務員特例法により、評議会等の審査を経て、学長の申し出に基づき、任命権者が行う。)	法人内部の規程による。	
6)服務	地方公務員法、条例等が適用される(ただし、学長、部局長、教員の服務については、地方公務員法に定める服務の根本基準の実施に関し必要な事項は、地方公務員法で定めるものを除き、評議会の議に基づき学長が定める。) 教育に関する兼業は、任命権者が認める場合に限り可能。他の兼業については、個別に人事委員会の承認が必要。	法人内部の規程による。 役員は、任命権者の承認のある場合を除くほかは、営利企業を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事できない。	
6.財務及び会計	各大学の要望を踏まえ、毎年度、学事課が予算要求し、議会の議決を経て各大学に予算を配分。 予算は費目等により区分され、用途を特定(ただし、設置者の承認を経て流用が可能) 単年度ごとの執行が原則。 地方自治法、県の財務規則等による会計制度が適用。(現金主義・単式簿記) 授業料等は条例で規定	設立団体は法人の業務の財源に必要な金額の全部又は一部を交付。(使途が制限されない運営費交付金) 企業会計原則(発生主義・複式簿記等) 財務諸表・貸借対照表等は年度終了後、設立団体の長に届出・承認。 一定規模の法人には会計監査人(設立団体の長が選任)の監査 法人が料金を徴収する場合、その上限について設立団体の長が議会の議決を経て行う認可が必要。(授業料等) 毎事業年度の利益は、中期計画で定めた剰余金の使途に充てることが可能。 長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金は可。 重要な財産の処分は設立団体の長の認可	文部科学大臣の認可を受けて長期借入金をし、債券を発行することができる。
7.その他		設立団体の長には、法律の施行のため必要な場合の報告徴収権・立入検査権、違法行為等の是正命令権がある。	

県立三大学の法人化基本方針

平成17年2月

福岡県

県立三大学の法人化基本方針

1 地方独立行政法人への移行

近年の科学技術の急激な進歩と社会の高度化・複雑化は、過去に蓄積された技術や知識のみでは対処できない新たな諸課題を生んでいる。このため、大学には新たな知識や専門的能力を持った人材を養成することが求められている。

加えて、少子化の進行により、平成19年には、「大学全入時代」が到来すると予測されており、大学は厳しい競争的環境に置かれつつある。

これらの課題に大学が積極的に対応していくためには、主体的、自律的に大学を運営し、柔軟に教育研究活動を展開していく仕組みを整えておくことが不可欠である。

本県が設置する九州歯科大学、福岡女子大学、福岡県立大学は、県の行政組織の一部であり、教員の身分は地方公務員であるため、組織、人事給与、予算などの面で制度上の制約も多く、現行の仕組みのままでは、各大学の設置理念に沿った教育研究活動を活性化していく上で限界がある。また、これまでの教授会を中心とした合議制による運営方法を見直し、今後求められる機動的・戦略的な大学運営に転換する必要もある。

さらには、包括外部監査人から「県立大学が抱える経営上の課題の多くを解決するために独立行政法人化することを前提とした検討が望まれる」との意見、外部有識者による県立大学独立行政法人化改革検討委員会から「現状の運営システムを抜本的に見直し、大学を更なる発展へと結びつけていくうえで、独立行政法人化することは非常に有効」との提言を得ている。

今後の競争的環境の中で、県立三大学は、大学が主体となって学生の視点に立った大学づくりに取り組み、学生が「行きたい」、「行ってよかった」と思える魅力を備えた大学となることが極めて重要である。そのため、三大学を地方独立行政法人に移行することとする。

法人化によって、各大学は、学内組織の機動的な改編や、資金や人員を教育研究の重点分野に配分するなど、トップを中心とした戦略的な大学運営が可能となるとともに、大学を運営する上での権限と責任の明確化も図ることができる。教職員の業績を適切に評価し処遇に反映する制度の導入も可能となる。

法人化後の三大学は、これらのメリットを十分活用し、学内外から意見を適切に取り入れ、目標・計画、評価の仕組みを用いて、大学自らが教育の内容・方法の改善や優秀な学生・教員の確保に継続的に取り組み、県民から高い評価を得られる大学とならなければならない。

2 法人の設立

法人の設立は、平成18年4月を目途とし、三大学それぞれを地方独立行政法人とする。

3 組織・業務

(1) 役員

法人の役員として、理事長、副理事長、理事、監事を次のとおり置く。(法第12条)

理事長

大学の独立行政法人化は、大学という教育研究組織がそのまま法人格を取得し、自立した運営主体となるものであることから、大学の長である学長を理事長とする。

【任期】6年以内(法第74条第一項)

副理事長

大学が充実した教育研究を行っていくためには、経営の安定が不可欠である。経営面で理事長を補佐する副理事長1人を置く。副理事長は、学外から幅広く候補者を募り、経営に関する専門的能力を有する者の中から、理事長が任命する(法第14条第三項)。

副理事長は理事長に事故があるときはその職務を代理し、欠員のときはその職務を行う。

【任期】6年以内(法第74条第四項)

理事

理事は理事長が任命する(法第14条第三項)。大学運営に学外の意見を反映するため、理事には、経営に関する専門的能力を有する者、教育研究に関する有識者等の学外者を加えるものとする。理事は3人～5人程度とする。

【任期】6年以内(法第74条第四項)

監事

監事を2人置き、大学の業務の適切な執行を担保するという職務の性質上、知事が任命する(法第14条第二項)。

法人の業務を監査し、必要があるときは理事長又は知事に意見を提出する。

【任期】2年以内

(2) 理事会

大学運営の重要事項についての意思決定機関として理事会を置く。

【構成】理事長、副理事長、理事

【主な議決事項】

中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項

法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項

- 料金徴収の際の上限の設定、変更(法第23条第一項)
- 中期計画の作成、変更(法第26条第一項)
- 財務諸表(法第34条第一項)
- 各事業年度の剰余金の使途(法第40条第三項)
- 重要な財産の処分(法第44条第一項) など

予算及び決算に関する事項

学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

教育課程の編成の方針に関する事項

教職員の人事及び評価の方針に関する事項

重要な規程の制定又は改廃に関する事項

法人の運営について自ら行う点検及び評価に関する事項

その他理事会が定める重要事項

(3) 審議機関

理事会が大学の教育研究活動に対する社会的要請やニーズに的確に応える決定を行うためには、学内外の意見を十分に聴くことが必要である。このため、経営協議会(仮称)(法第77条第一項)及び教育研究協議会(仮称)(法第77条第三項)を置くこととし、両協議会は、理事会から諮問された事項について審議し、意見を述べる。

経営協議会(仮称)は、理事長、副理事長及び学外有識者で構成する。

教育研究協議会(仮称)は、学長、学部長、学長が定める学内組織の長で構成する。

【主な諮問事項】

中期目標について知事に対して述べる意見、中期計画及び年度計画に関する事項

予算及び決算に関する事項

学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

教育課程の編成の方針に関する事項

教職員の採用方針及び評価の方針に関する事項

法人の運営について自ら行う点検及び評価に関する事項

その他理事会が諮問する事項

(4) 学長選考会議

学長は、理事長として大学を代表し、大学運営全般について責任を負う立場であることから、それにふさわしい人材を選考できるよう学長選考会議を置く(法第71条第三項)。

学長選考会議には、経営協議会(仮称)と教育研究協議会(仮称)からそれぞれ委員を選出する(法第71条第四項)。また、当該選考会議には学外者を含むものとする。

選考方法は、今後具体的な方法を検討する。

(5) 教授会

現在の教授会の審議事項には、本来執行機関が行うべき大学運営に関する事項や執行の細目にわたる事項などが含まれており、教員の負担が多大になっている。これを軽減し、教育研究に専念できる環境を整えるため、教授会の審議事項を精選する。

【審議事項】

教員の採用・昇任に係る選考に関する事項

教育課程の編成に関する事項

学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項

その他学部の運営に関する重要事項

(6) 事務組織

ア 大学の事務組織が、これまでのような定型的・慣例的な事務処理を行っているだけでは、魅力ある大学づくりが実現できない。事務組織は、理事長及び副理事長を直接補佐する大学運営の専門組織として、大学運営の企画立案にも積極的に参画できるよう強化することが求められる。

イ 事務組織は学生に接する部門と大学管理部門の二つに大別し、それぞれの部門の強化を図る。

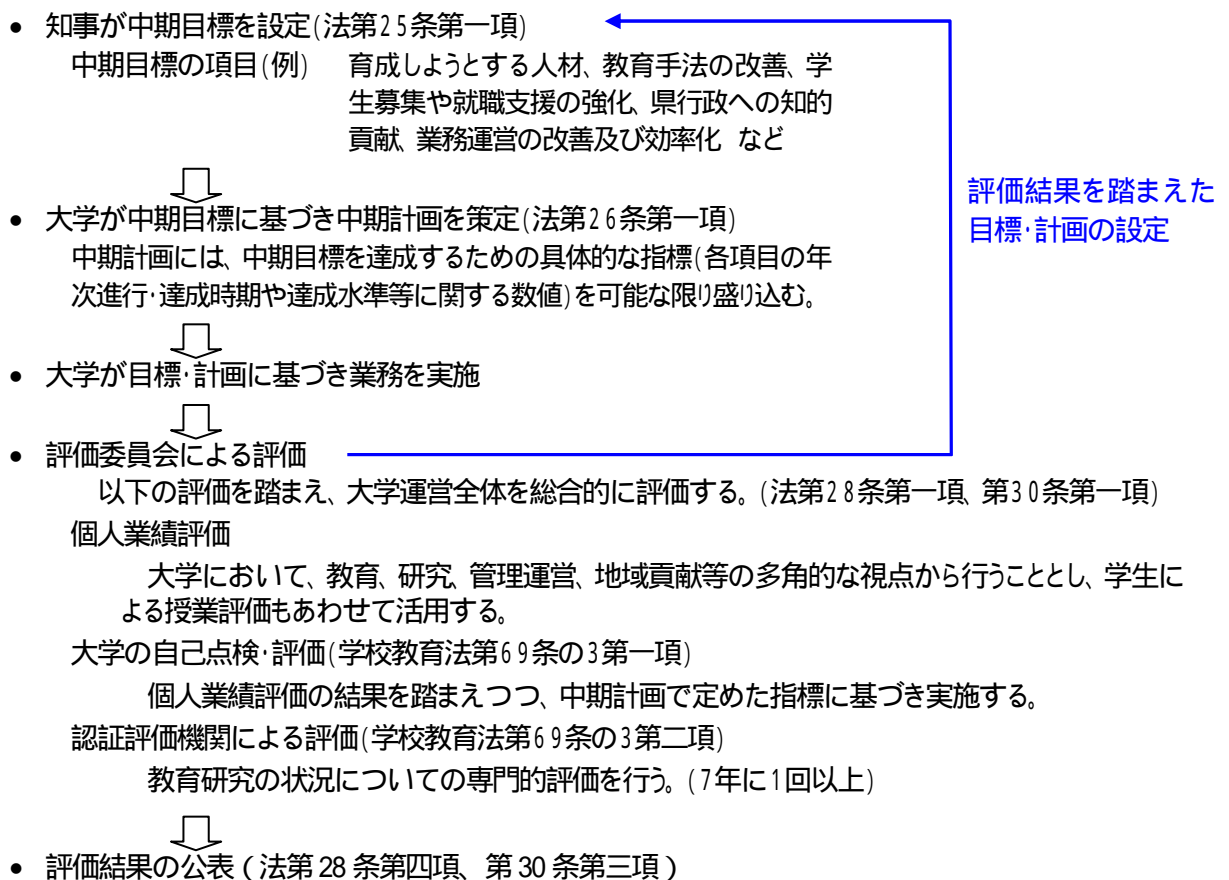
4 目標・評価

(1) 目標・計画及び評価

これまでの県立三大学では、大学の活動の指針となる目標や計画は策定されていなかった。法人化後は、知事が、各大学が一定期間に達成すべき中期目標を設定し、大学においては、これを達成するための具体的な計画として中期計画を策定する。

評価委員会(県の附属機関、外部有識者で構成)は、各大学の中期目標の達成度を評価し、その結果を公表する。

これにより、教育研究活動の継続的な質の向上を図るものとする。



(2) 評価結果の大学運営への反映

大学においては、評価結果を各大学での教育研究や運営の改善に活用するほか、次期の中期計画の内容、役員の処遇などに反映させる。県においても、中期目標の内容や運営費交付金に反映させる。

(3) 情報提供

ア 大学は、公表が義務づけられている中期計画、事業報告等のほか、入学希望者、学生、県民、企業などが必要とする次のような情報を積極的に提供するとともに、それらに対して寄せられた県民の意見を大学運営の改善に反映させる。

- 組織、教職員、施設設備、入学試験などに関する情報
- シラバス、カリキュラム、教員の研究成果や地域貢献活動などに関する情報

- 学生の就職支援や卒業生の進路状況に関する情報
- 公開講座、大学施設の開放などに関する情報
- 大学や教員の評価結果に関する情報
- 予算や決算など財務に関する情報 など

イ 情報の提供にあたっては、利用者の立場に立った、分かりやすい内容と方法を工夫するとともに、個人や企業の情報を適正に取扱うためのルールをつくる。

5 人事給与制度

(1) 採用等

- ア 優秀な教員を確保し、教育研究の活性化を図るため、教員の採用については、大学の教育研究目標に沿った人事の方針を設定することとする。併せて任期制を導入するものとし、具体的な方法について検討を進める。
- イ 大学の職員についてはプロパー職員で構成することが望ましいが、法人化後の円滑な運営という観点から、当分の間は県からの人的支援を行う。

(2) 給与

- ア 教職員の職務に対するインセンティブを付与するため、個人業績評価の結果を給与に反映させる制度を検討する。その際、国や県の公務員制度改革の動向、民間、他大学の動向も踏まえて検討を進める。
- イ 優秀な人材を確保するための方策の一つとして年俸制の導入について検討を進める。

(3) 服務

大学においては、産学官連携などの推進を図るため、兼職・兼業については、本務に支障をきたさないことを前提に柔軟に認める方向で許可の基準や手続等を明確にする。

6 財務会計制度

(1) 予算制度の整備

大学は、法人化により、自ら予算を編成できることとなるため、理事長、副理事長の主導の下で、予算編成、配分、執行管理の一元化を図る。

(2) 財産の出資

県から法人への出資については、大学運営の安定性の確保の観点から、土地建物を現物出資する方向で検討を進める。

(3) 運営費交付金

- ア 県は、大学運営に必要な財源を補うため、運営費交付金を交付するものとする。交付に当たっては、大学の自主的・機動的な運営が行われるよう、用途を指定しないものとする。
- 運営費交付金は普通交付金と特別交付金とし、普通交付金は、標準的な大学運営経費を措置する。特別交付金は、標準的な大学運営に移行するまでの間時限的に各大学の実態に応じて必要な経費を措置するほか、災害復旧費等の臨時的な経費を措置する。

- イ 交付金には、大学の創意工夫による運営が可能となる仕組みや、経費の節減、収入の増加を促す方法を採用する。
- ウ 評価委員会による業務実績の評価結果を運営費交付金の算定へ反映する。

(4) 料金設定の方法

大学の料金(授業料・入学料等の学生納付金、聴講料、施設使用料、診療報酬等)は、あらかじめ定めた上限の範囲内で、大学の裁量により徴収する。その上限は、大学の申請に基づき、議会の議決を経て知事が認可する。

大学は、施設設備の整備に要する経費や他大学の動向等も踏まえ、料金のあり方について検討するものとする。

(5) 外部資金等

- ア 大学は、科学研究費補助金をはじめとする競争的研究資金、受託研究収入、奨学寄付金などの外部からの研究資金を受け入れやすい体制づくりを進め、積極的な資金の確保に努める。
- イ 大学は、地域との連携強化による受託事業、社会人向け教育サービスによる講習料、資産の有効活用など新たな収益の確保に努める。

(6) 資金・資産の管理等

- ア 大学は、計画的な資金管理を行うため、的確な収支予測に基づいて、短期借入金の限度額を設定するものとする。
- イ 大学が知事の認可を得て処分する財産の範囲については、県有財産の処分に関する取扱いなども参考に、検討を進める。

7 法人化のスケジュール(予定)

平成16年度	2月	法人化基本方針の策定
平成17年度	6月	6月議会提案(定款、評価委員会の設置 など)
	9月	9月議会提案(法人に承継する権利)
	10月	法人設立認可申請
	2月	2月議会提案(運営費交付金等予算 など)
平成18年度	4月	公立大学法人設立

注) 文中、法とは地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)をいう。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 第 6 条）
 - 第 2 章 組織及び役員
 - 第 1 節 役員（第 7 条 第 11 条）
 - 第 2 節 理事会（第 12 条 第 15 条）
 - 第 3 章 審議機関
 - 第 1 節 経営協議会（第 16 条 第 19 条）
 - 第 2 節 教育研究協議会（第 20 条 第 23 条）
 - 第 4 章 業務の範囲及びその執行（第 24 条・第 25 条）
 - 第 5 章 資本金等（第 26 条・第 27 条）
 - 第 6 章 委任（第 28 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この公立大学法人は、広く知識を授けるとともに、深く歯学に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって歯科医療の発展と地域の福祉に寄与することを目的とする九州歯科大学を設置し、及び管理する。

（名称）

第 2 条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人九州歯科大学（以下「法人」という。）とする。

（設立団体）

第 3 条 法人の設立団体は、福岡県とする。

（事務所の所在地）

第 4 条 法人の事務所及び九州歯科大学は、福岡県北九州市小倉北区に置く。

（法人の種別）

第 5 条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、福岡県公報に登載して行う。

第2章 組織及び役員

第1節 役員

(役員)

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事5人以内及び監事2人を置く。

(役員の仕事及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第15条第1項各号に掲げる事項については、第12条に規定する理事会の議によらなければならない。ただし、理事会を開く暇がない場合はこの限りでない。

3 前項ただし書の規定により、理事会の議によらずに決定したときは、理事長は、当該事項を次の理事会の際に報告し、理事会の承認を得なければならない。

4 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

5 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

6 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

7 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

8 監事は、法人の業務を監査する。

9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は福岡県知事(以下「知事」という。)に意見を提出することができる。

(理事長の任命等)

第9条 理事長は、法人の申出に基づき知事が任命する。

2 理事長は、九州歯科大学の学長となるものとする。

3 第1項の申出は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第71条第3項の規定に基づき設置する機関(以下「学長選考会議」という。)の選考に基づき行う。

4 学長選考会議は、第16条第1項に規定する経営協議会を構成する者の中から当該経営協議会において選出された者3人及び第20条第1項に規定する教育研究協議会を構成する者の中から当該教育研究協議会において選出された者3人をもって構成する。

- 5 学長選考会議の委員には、現に法人の役員又は常勤の職員（教員を含む。以下同じ。）でない者が含まれるようにしなければならない。
- 6 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 7 議長は、学長選考会議を主宰する。
- 8 知事は、理事長が法第 17 条第 2 項又は同条第 3 項の規定に該当するに至ったと認めるときは、当該理事長の解任について学長選考会議に付するよう議長に依頼することができる。
- 9 前 5 項に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

（理事長以外の役員の任命等）

第 10 条 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

- 2 法人の事務局長は、理事となるものとする。
- 3 理事長は、理事の任命に当たっては、その任命の際現に法人の役員又は常勤の職員でない者（以下「学外者」という。）が 2 人以上含まれるようにしなければならない。
- 4 監事は、知事が任命する。

（役員の任期）

第 11 条 学長となる理事長の任期は、2 年以上 6 年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

- 2 副理事長及び理事の任期は、理事長の任期の範囲内で理事長が定める。
- 3 監事の任期は、2 年とする。
- 4 役員は、再任されることができる。この場合において、最初の任命の際学外者であったときの前条第 3 項の規定の適用については、その再任の際もなお学外者とみなす。

第 2 節 理事会

（設置及び構成）

第 12 条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

（招集）

第 13 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事会の構成員（理事長を除く。）の 3 分の 1 以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

（議事）

第14条 理事会の議長は、理事長をもって充てる。

- 2 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。
- 3 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(議決事項等)

第15条 理事会は、次の事項について議決する。

- (1) 中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項
 - (2) 法令により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
 - (3) 学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
 - (4) 予算及び決算に関する事項
 - (5) 職員(臨時、非常勤その他の職員を除く。)の人事及び評価の方針に関する事項
 - (6) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
 - (7) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
 - (8) 法人の運営について行う点検及び評価に関する事項
 - (9) その他理事会が定める重要事項
- 2 理事会は、前項各号に掲げる事項を議決するに当たっては、あらかじめ、経営協議会又は教育研究協議会の意見を聴くものとする。

第3章 審議機関

第1節 経営協議会

(設置及び構成)

第16条 法第77条第1項に規定する機関として、経営協議会を置く。

- 2 経営協議会は、次に掲げる者10人以内で構成する。
 - (1) 理事長
 - (2) 副理事長
 - (3) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命する者(以下この条において「学外委員」という。)
- 3 学外委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 学外委員は、再任されることができる。

(招集)

第17条 経営協議会は、理事長が招集する。

(議事)

第 18 条 経営協議会の議長は、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、経営協議会を主宰する。
- 3 経営協議会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。
- 4 経営協議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第 19 条 経営協議会は、次に掲げる事項のうち経営に関するものについて審議する。

- (1) 第 15 条第 1 項各号に掲げる事項
- (2) 理事長が必要と認めた事項

第 2 節 教育研究協議会

(設置及び構成)

第 20 条 法第 77 条第 3 項に規定する機関として、教育研究協議会を置く。

- 2 教育研究協議会は、次に掲げる者で構成する。
 - (1) 学長となる理事長
 - (2) 学部長
 - (3) 理事長が定める重要な学内組織の長 10 人以内

(招集)

第 21 条 教育研究協議会は、理事長が招集する。

(議事)

第 22 条 教育研究協議会の議長は、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、教育研究協議会を主宰する。
- 3 教育研究協議会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。
- 4 教育研究協議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第 23 条 教育研究協議会は、次に掲げる事項のうち教育研究に関するものについて審議する。

- (1) 第 15 条第 1 項各号に掲げる事項
- (2) 理事長が必要と認めた事項

第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第24条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 九州歯科大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第25条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第26条 法人の資本金の額は、福岡県が出資する別表に掲げる資産について、当該出資の日における時価を基準として福岡県が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第27条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを福岡県に帰属させる。

第6章 委任

(規程への委任)

第28条 法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第9条第1項の規定にかかわらず、法人成立後最初の理事長は、知事が任命するものとする。

- 3 第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、法人成立後最初の学長となる理事長の任期は、4 年とする。

別表（第 26 条関係）

（ 1 ） 土地

所在及び地番	地目	地積(m ²)
北九州市小倉北区真鶴二丁目28番	宅地	1,259.50
北九州市小倉北区真鶴二丁目40番	宅地	1,110.74
北九州市小倉北区清水五丁目2522番8	学校用地	1,454.00
北九州市小倉北区清水五丁目2522番13	学校用地	238.00
北九州市小倉北区清水五丁目2522番15	学校用地	33.00
北九州市小倉北区清水五丁目2525番1	学校用地	5,008.00
北九州市小倉北区清水五丁目2526番13	学校用地	997.00
北九州市小倉北区清水五丁目2527番6	学校用地	2,807.00
北九州市小倉北区清水五丁目2527番32	学校用地	163.00
北九州市小倉北区清水五丁目2530番2	学校用地	1,861.00

（ 2 ） 建物

施設名称	所在地	構造	延床面積(m ²)
校舎(進学課程棟)	北九州市小倉北区清水5丁目2525番地1、2527番地6	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	2,515.87
体育館	同上	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄骨造垂鉛メッキ鋼板ぶき2階建	3,080.08
倉庫(油脂庫)	同上	コンクリートブロック造陸屋根平家建	9.84
道場(弓道場)	同上	木造スレートぶき平家建	73.03
道場(アーチェリー場)	同上	軽量鉄骨造スレートぶき平家建	11.92
集会所(部室棟)	同上	鉄骨造垂鉛メッキ鋼板ぶき2階建	579.30
共同住宅	北九州市小倉北区真鶴2丁目40番地	コンクリートブロック造陸屋根2階建	159.68

共同住宅	北九州市小倉北区真鶴2丁目40番地、28番地	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	626.88
ポンプ室	同上	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	6.00
物置	同上	コンクリートブロック・木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	21.32
物置	同上	コンクリートブロック・木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	21.32

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 第 6 条）
- 第 2 章 組織及び役員
 - 第 1 節 役員（第 7 条 第 1 1 条）
 - 第 2 節 理事会（第 1 2 条 第 1 5 条）
- 第 3 章 審議機関
 - 第 1 節 経営協議会（第 1 6 条 第 1 9 条）
 - 第 2 節 教育研究協議会（第 2 0 条 第 2 3 条）
- 第 4 章 業務の範囲及びその執行（第 2 4 条・第 2 5 条）
- 第 5 章 資本金等（第 2 6 条・第 2 7 条）
- 第 6 章 委任（第 2 8 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この公立大学法人は、広く知識を授け、専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及び創造的能力を備えた女性を育成し、もって文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする福岡女子大学を設置し、及び管理する。

（名称）

第 2 条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人福岡女子大学（以下「法人」という。）とする。

（設立団体）

第 3 条 法人の設立団体は、福岡県とする。

（事務所の所在地）

第 4 条 法人の事務所及び福岡女子大学は、福岡県福岡市東区に置く。

（法人の種別）

第 5 条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第 6 条 法人の公告は、福岡県公報に登載して行う。

第2章 組織及び役員

第1節 役員

(役員)

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事5人以内及び監事2人を置く。

(役員の仕事及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長は、第15条第1項各号に掲げる事項については、第12条に規定する理事会の議によらなければならない。ただし、理事会を開く暇がない場合はこの限りでない。
- 3 前項ただし書の規定により、理事会の議によらずに決定したときは、理事長は、当該事項を次の理事会の際に報告し、理事会の承認を得なければならない。
- 4 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 5 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 6 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 7 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 8 監事は、法人の業務を監査する。
- 9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は福岡県知事(以下「知事」という。)に意見を提出することができる。

(理事長の任命等)

第9条 理事長は、法人の申出に基づき知事が任命する。

- 2 理事長は、福岡女子大学の学長となるものとする。
- 3 第1項の申出は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第71条第3項の規定に基づき設置する機関(以下「学長選考会議」という。)の選考に基づき行う。
- 4 学長選考会議は、第16条第1項に規定する経営協議会を構成する者の中から当該経営協議会において選出された者3人及び第20条第1項に規定する教育研究協議会を構成する者の中から当該教育研究協議会において選出された者3人をもって構成する。
- 5 学長選考会議の委員には、現に法人の役員又は常勤の職員(教員を含む。以下同じ。)でない者が含まれるようにしなければならない。

- 6 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 7 議長は、学長選考会議を主宰する。
- 8 知事は、理事長が法第 17 条第 2 項又は同条第 3 項の規定に該当するに至ったと認めるときは、当該理事長の解任について学長選考会議に付するよう議長に依頼することができる。
- 9 前 5 項に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

(理事長以外の役員の任命等)

第 10 条 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

- 2 法人の事務局長は、理事となるものとする。
- 3 理事長は、理事の任命に当たっては、その任命の際現に法人の役員又は常勤の職員でない者(以下「学外者」という。)が 2 人以上含まれるようにしなければならない。
- 4 監事は、知事が任命する。

(役員の任期)

第 11 条 学長となる理事長の任期は、2 年以上 6 年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

- 2 副理事長及び理事の任期は、理事長の任期の範囲内で理事長が定める。
- 3 監事の任期は、2 年とする。
- 4 役員は、再任されることができる。この場合において、最初の任命の際学外者であったときの前条第 3 項の規定の適用については、その再任の際もお学外者とみなす。

第 2 節 理事会

(設置及び構成)

第 12 条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

第 13 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事会の構成員(理事長を除く。)の 3 分の 1 以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第 14 条 理事会の議長は、理事長をもって充てる。

- 2 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

- 3 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(議決事項等)

第15条 理事会は、次の事項について議決する。

- (1) 中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項
 - (2) 法令により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
 - (3) 学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
 - (4) 予算及び決算に関する事項
 - (5) 職員(臨時、非常勤その他の職員を除く。)の人事及び評価の方針に関する事項
 - (6) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
 - (7) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
 - (8) 法人の運営について行う点検及び評価に関する事項
 - (9) その他理事会が定める重要事項
- 2 理事会は、前項各号に掲げる事項を議決するに当たっては、あらかじめ、経営協議会又は教育研究協議会の意見を聴くものとする。

第3章 審議機関

第1節 経営協議会

(設置及び構成)

第16条 法第77条第1項に規定する機関として、経営協議会を置く。

- 2 経営協議会は、次に掲げる者10人以内で構成する。
 - (1) 理事長
 - (2) 副理事長
 - (3) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命する者(以下この条において「学外委員」という。)
- 3 学外委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 学外委員は、再任されることができる。

(招集)

第17条 経営協議会は、理事長が招集する。

(議事)

第18条 経営協議会の議長は、理事長をもって充てる。

2 議長は、経営協議会を主宰する。

3 経営協議会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

4 経営協議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第19条 経営協議会は、次に掲げる事項のうち経営に関するものについて審議する。

(1) 第15条第1項各号に掲げる事項

(2) 理事長が必要と認めた事項

第2節 教育研究協議会

(設置及び構成)

第20条 法第77条第3項に規定する機関として、教育研究協議会を置く。

2 教育研究協議会は、次に掲げる者で構成する。

(1) 学長となる理事長

(2) 学部長

(3) 理事長が定める重要な学内組織の長 10 人以内

(招集)

第21条 教育研究協議会は、理事長が招集する。

(議事)

第22条 教育研究協議会の議長は、理事長をもって充てる。

2 議長は、教育研究協議会を主宰する。

3 教育研究協議会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

4 教育研究協議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第23条 教育研究協議会は、次に掲げる事項のうち教育研究に関するものについて審議する。

(1) 第15条第1項各号に掲げる事項

(2) 理事長が必要と認めた事項

第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第24条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 福岡女子大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第25条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第26条 法人の資本金の額は、福岡県が出資する別表に掲げる資産について、当該出資の日における時価を基準として福岡県が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第27条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを福岡県に帰属させる。

第6章 委任

(規程への委任)

第28条 法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第9条第1項の規定にかかわらず、法人成立後最初の理事長は、知事が任命するものとする。
- 3 第11条第1項の規定にかかわらず、法人成立後最初の学長となる理事長の任期は、4年とする。

別表（第26条関係）

（1）土地

所在及び地番	地目	地積(m ²)
福岡市東区香住ヶ丘一丁目1番1	宅地	46,368.06
福岡市東区香住ヶ丘一丁目6番1	宅地	4,101.24
福岡市東区香住ヶ丘一丁目7番1	宅地	4,284.88
福岡市東区香住ヶ丘一丁目7番3	宅地	1,141.89

（2）建物

用途名	所在	構造名	延床面積(m ²)
校舎(A棟・旧B棟・新B棟)	福岡市東区香住ヶ丘1丁目1番地1、7番地1	鉄筋コンクリート造陸屋根渡廊下付6階建	11,633.32
体育館	同上	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき地下1階付2階建	1,441.12
道場(弓道場)	同上	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	135.22
学生会館(大学会館)	同上	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	2,015.60
校舎(サークル棟)	同上	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	1,278.25
守衛所(監視室)	同上	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	31.31
校舎(多目的ホール)	同上	鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき平家建	168.30
校舎(C棟)	同上	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建	403.00
図書館	同上	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	3,098.60
寄宿舍(学生寮)	同上	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	2,195.39
倉庫	同上	軽量鉄骨造亜鉛メッ	24.84

		キ鋼板ぶき平家建	
車庫	同上	コンクリートブロック 造スレートぶき平家 建	44.38
倉庫(廃液庫)	同上	コンクリートブロック 造亜鉛メッキ鋼板ぶ き平家建	12.65
温室	同上	アルミニウム造ガラス板 ぶき平家建	24.91
倉庫(薬品庫)	同上	コンクリートブロック 造亜鉛メッキ鋼板ぶ き平家建	15.09

目次

第 1 章 総則（第 1 条 第 6 条）

第 2 章 組織及び役員

第 1 節 役員（第 7 条 第 11 条）

第 2 節 理事会（第 12 条 第 15 条）

第 3 章 審議機関

第 1 節 経営協議会（第 16 条 第 19 条）

第 2 節 教育研究協議会（第 20 条 第 23 条）

第 4 章 業務の範囲及びその執行（第 24 条・第 25 条）

第 5 章 資本金等（第 26 条・第 27 条）

第 6 章 委任（第 28 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この公立大学法人は、広く知識を授け、実践を重視した専門の学芸を教授研究して、真理探究の精神と豊かな創造性を身につけた人材を育成し、もって文化の向上、保健・福祉の増進及び地域の発展に寄与することを目的とする福岡県立大学を設置し、及び管理する。

（名称）

第 2 条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人福岡県立大学（以下「法人」という。）とする。

（設立団体）

第 3 条 法人の設立団体は、福岡県とする。

（所在地）

第 4 条 法人の事務所及び福岡県立大学は、福岡県田川市に置く。

（法人の種別）

第 5 条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第 6 条 法人の公告は、福岡県公報に登載して行う。

第2章 組織及び役員

第1節 役員

(役員)

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事5人以内及び監事2人を置く。

(役員職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長は、第15条第1項各号に掲げる事項については、第12条に規定する理事会の議によらなければならない。ただし、理事会を開く暇がない場合はこの限りでない。
- 3 前項ただし書の規定により、理事会の議によらずに決定したときは、理事長は、当該事項を次の理事会の際に報告し、理事会の承認を得なければならない。
- 4 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 5 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 6 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 7 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 8 監事は、法人の業務を監査する。
- 9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は福岡県知事(以下「知事」という。)に意見を提出することができる。

(理事長の任命等)

第9条 理事長は、法人の申出に基づき知事が任命する。

- 2 理事長は、福岡県立大学の学長となるものとする。
- 3 第1項の申出は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第71条第3項の規定に基づき設置する機関(以下「学長選考会議」という。)の選考に基づき行う。
- 4 学長選考会議は、第16条第1項に規定する経営協議会を構成する者の中から当該経営協議会において選出された者3人及び第20条第1項に規定する教育研究協議会を構成する者の中から当該教育研究協議会において選出された者3人をもって構成する。
- 5 学長選考会議の委員には、現に法人の役員又は常勤の職員(教員を含む。

- 以下同じ。)でない者が含まれるようにしなければならない。
- 6 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
 - 7 議長は、学長選考会議を主宰する。
 - 8 知事は、理事長が法第 17 条第 2 項又は同条第 3 項の規定に該当するに至ったと認めるときは、当該理事長の解任について学長選考会議に付するよう議長に依頼することができる。
 - 9 前 5 項に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

(理事長以外の役員の任命等)

第 10 条 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

- 2 法人の事務局長は、理事となるものとする。
- 3 理事長は、理事の任命に当たっては、その任命の際現に法人の役員又は常勤の職員でない者(以下「学外者」という。)が 2 人以上含まれるようにしなければならない。
- 4 監事は、知事が任命する。

(役員の任期)

第 11 条 学長となる理事長の任期は、2 年以上 6 年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

- 2 副理事長及び理事の任期は、理事長の任期の範囲内で理事長が定める。
- 3 監事の任期は、2 年とする。
- 4 役員は、再任されることができる。この場合において、最初の任命の際学外者であったときの前条第 3 項の規定の適用については、その再任の際もなお学外者とみなす。

第 2 節 理事会

(設置及び構成)

第 12 条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

第 13 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事会の構成員(理事長を除く。)の 3 分の 1 以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第 14 条 理事会の議長は、理事長をもって充てる。

- 2 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。
- 3 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(議決事項等)

第15条 理事会は、次の事項について議決する。

- (1) 中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項
 - (2) 法令により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
 - (3) 学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
 - (4) 予算及び決算に関する事項
 - (5) 職員(臨時、非常勤その他の職員を除く。)の人事及び評価の方針に関する事項
 - (6) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
 - (7) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
 - (8) 法人の運営について行う点検及び評価に関する事項
 - (9) その他理事会が定める重要事項
- 2 理事会は、前項各号に掲げる事項を議決するに当たっては、あらかじめ、経営協議会又は教育研究協議会の意見を聴くものとする。

第3章 審議機関

第1節 経営協議会

(設置及び構成)

第16条 法第77条第1項に規定する機関として、経営協議会を置く。

- 2 経営協議会は、次に掲げる者10人以内で構成する。
 - (1) 理事長
 - (2) 副理事長
 - (3) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命する者(以下この条において「学外委員」という。)
- 3 学外委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 学外委員は、再任されることができる。

(招集)

第17条 経営協議会は、理事長が招集する。

(議事)

第 18 条 経営協議会の議長は、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、経営協議会を主宰する。
- 3 経営協議会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。
- 4 経営協議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第 19 条 経営協議会は、次に掲げる事項のうち経営に関するものについて審議する。

- (1) 第 15 条第 1 項各号に掲げる事項
- (2) 理事長が必要と認めた事項

第 2 節 教育研究協議会

(設置及び構成)

第 20 条 法第 77 条第 3 項に規定する機関として、教育研究協議会を置く。

- 2 教育研究協議会は、次に掲げる者で構成する。
 - (1) 学長となる理事長
 - (2) 学部長
 - (3) 理事長が定める重要な学内組織の長 10 人以内

(招集)

第 21 条 教育研究協議会は、理事長が招集する。

(議事)

第 22 条 教育研究協議会の議長は、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、教育研究協議会を主宰する。
- 3 教育研究協議会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。
- 4 教育研究協議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第 23 条 教育研究協議会は、次に掲げる事項のうち教育研究に関するものについて審議する。

- (1) 第 15 条第 1 項各号に掲げる事項
- (2) 理事長が必要と認めた事項

第 4 章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第24条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 福岡県立大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第25条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第26条 法人の資本金の額は、福岡県が出資する別表に掲げる資産について、当該出資の日における時価を基準として福岡県が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第27条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを福岡県に帰属させる。

第6章 委任

(規程への委任)

第28条 法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第9条第1項の規定にかかわらず、法人成立後最初の理事長は、知事が任命するものとする。
- 3 第11条第1項の規定にかかわらず、法人成立後最初の学長となる理事長の

任期は、4年とする。

別表（第26条関係）

（1）土地

所在及び地番	地目	地積(m ²)
田川市大字伊田字西海寺3420番	学校用地	9,070.00
田川市大字伊田字西海寺3427番	学校用地	2,723.00
田川市大字伊田字西海寺3424番2	学校用地	3,849.00
田川市大字伊田字西海寺3424番4	学校用地	220.00
田川市大字伊田字西海寺3424番5	学校用地	266.00
田川市大字伊田字島廻3426番1	学校用地	52,732.00
田川市大字伊田字島廻3426番4	学校用地	231.00
田川市大字伊田字島廻3426番6	学校用地	318.00
田川市大字伊田字西海寺3435番2	学校用地	16.00
田川市大字伊田字下無田々4388番1	学校用地	6,640.00
田川市大字伊田字八反田4394番3	学校用地	465.00
田川市大字伊田字熊田4549番2	学校用地	399.00
田川市大字伊田字熊田4550番1	学校用地	4,394.00
田川市大字伊田字古井手4553番1	学校用地	7,516.00
田川市大字伊田字西海寺4558番	学校用地	4,619.00
田川市大字伊田字八反田4559番	学校用地	1,952.00
田川市大字伊田字西海寺4562番	学校用地	1,444.00

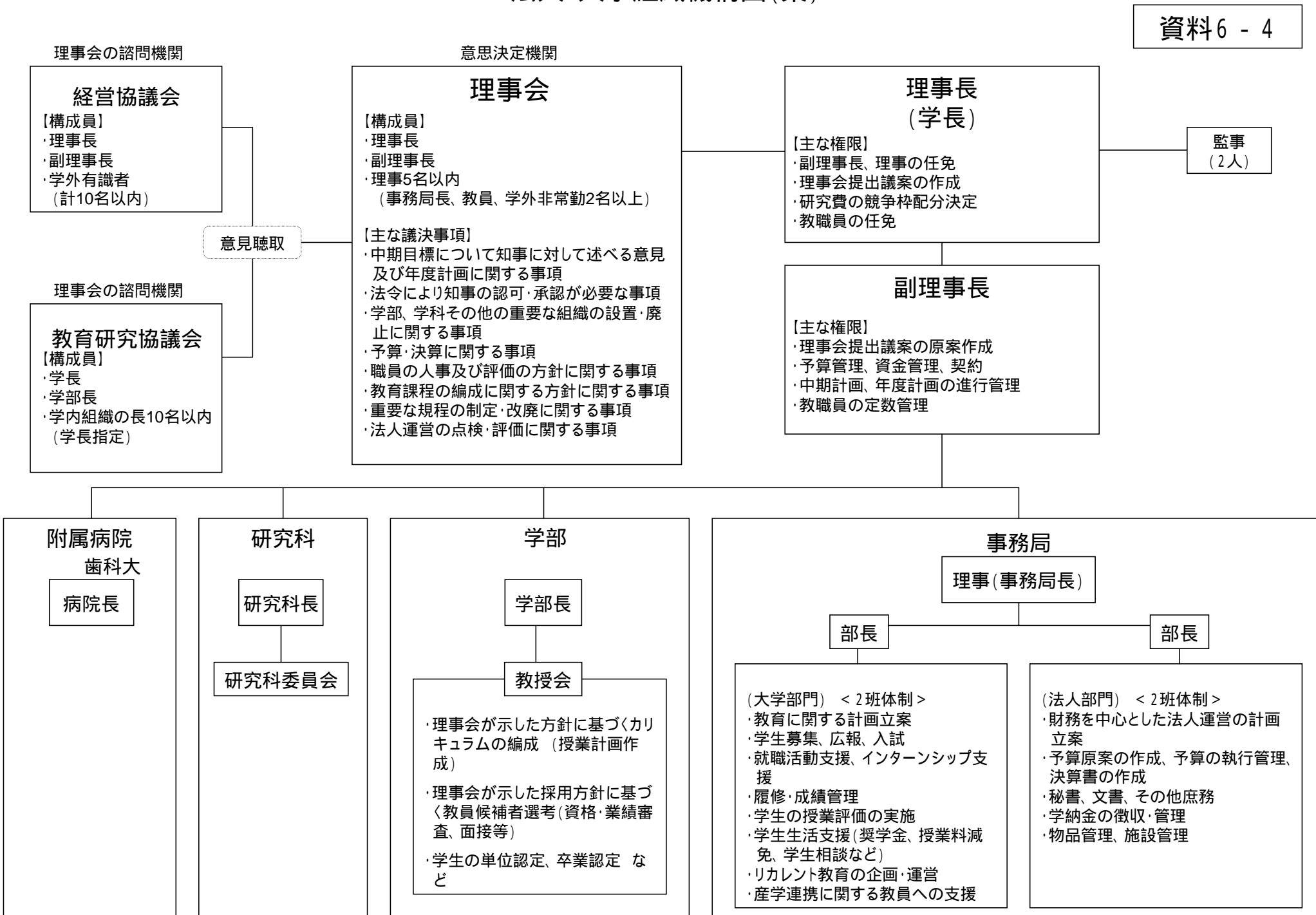
（2）建物

施設名称	所在地	構造	延床面積(m ²)
校舎・講堂(管理棟及び講堂)	田川市大字伊田字島廻3426番地1、字西海寺3424番地2、3424番地4、3424番地5、字島廻3426番地4、字下無田々4388番地1、字八反田4394番地3、字熊田4550番地1、字古井手4553番地1、字西海寺4558番地、字八反田4559番地、字下無田々4388番地1先	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付2階建	2,491.52

車庫	同上	鉄筋コンクリート造陸 屋根平家建	24.83
機械室(大講 義室横)	同上	鉄筋コンクリート造陸 屋根2階建	532.51
校舎(大講義 室)	同上	鉄筋コンクリート造陸 屋根平家建	348.05
食堂(福利厚 生棟)	同上	鉄筋コンクリート造陸 屋根平家建	904.96
倉庫(プロパン 庫)	同上	鉄筋コンクリート造陸 屋根平家建	40.96
校舎(3号館)	同上	鉄筋コンクリート造陸 屋根3階建	4,126.51
校舎(2号館)	同上	鉄筋コンクリート造陸 屋根2階建	1,100.87
研究所(心理 学実験棟)	同上	鉄筋コンクリート造陸 屋根2階建	339.60
校舎(1号館)	同上	鉄筋コンクリート造陸 屋根5階建	5,206.77
図書館	同上	鉄筋コンクリート造陸 屋根3階建	2,599.75
守衛所(監視 室)	同上	鉄筋コンクリート造陸 屋根平家建	26.61
倉庫	同上	軽量鉄骨造亜鉛メッ キ鋼板ぶき平家建	37.21
倉庫	同上	軽量鉄骨造亜鉛メッ キ鋼板ぶき平家建	41.31
校舎(生涯福 祉研究センター)	同上	鉄筋コンクリート造陸 屋根2階建	737.44
会館	同上	鉄筋コンクリート造陸 屋根平家建	187.18
体育館(体育 館・プール附属 建屋)	同上	鉄筋コンクリート造亜 鉛メッキ鋼板ぶき・陸 屋根2階建	2,131.04
機械室(プー ル北側)	同上	鉄筋コンクリート造コ ンクリート屋根平家 建	19.68

寄宿舍(学生寮)	同上	鉄筋コンクリート造陸 屋根3階建	1,092.00
共同住宅	同上	鉄筋コンクリート造陸 屋根2階建	307.30
研究所(試験・研究棟)	同上	鉄筋コンクリート造陸 屋根平家建	81.34
倉庫(プロパン庫)	同上	鉄筋コンクリート造陸 屋根平家建	32.09
校舎(4号館・5号館)	同上	鉄筋コンクリート造陸 屋根8階建	10,233.28
寄宿舍(アザレア寮)	田川市大字伊田字西海寺3420番地	鉄筋コンクリート造陸 屋根4階建	3,107.32

法人・大学組織機構図(案)



- 1 目的
公立大学法人の財産的基礎とするため

- 2 内容

区 分		公立大学法人 九州歯科大学	公立大学法人 福岡女子大学	公立大学法人 福岡県立大学	計
土地	筆 数	10 筆	4 筆	17 筆	31 筆
	面 積	14,931.24 m ²	55,896.07 m ²	96,854.00 m ²	167,681.31 m ²
	評 価 額	約 8 ^{・0} 億円	約 31 ^{・9} 億円	約 14.4 億円	約 54 ^{・3} 億円
建物	棟 数	11 棟	15 棟	24 棟	50 棟
	延床面積	7,105.24 m ²	22,521.98 m ²	32,642.81 m ²	62,270.03 m ²
	評 価 額	約 1 ^{・5} 億円	約 16 ^{・5} 億円	約 70 ^{・8} 億円	約 88 ^{・8} 億円
評価額計		約 9 ^{・5} 億円	約 48 ^{・4} 億円	約 85 ^{・2} 億円	約 143 ^{・1} 億円

(注) 歯科大真鶴校地の土地・建物については、学部棟・講堂棟が建設中であるため、完成時(平成20年度予定)に出資する。出資までの間は無償貸与する。

- 3 出資の時期
法人成立の日

公立大学法人における教員の人事・給与制度について

1 任期制の導入

目的

大学における教育研究の活性化のため

対象

全教育研究組織・全ての職種（教授、助教授、講師、助手）

任期

5年（再任制限なし）

2 全学的な方針に沿った教員の採用

採用方針

理事会において、大学の教育研究目標に沿った全学的な方針を定める。

意見の聴取

理事会は、採用に当たって、教授会に意見を聴く。教授会は、候補者の絞込みを行い、複数名の候補者を理事会に報告する。

理事会における採用決定

理事会において、採用者を決定する。

3 給与制度

教員の教育研究活動に対するインセンティブを付与するため、年功序列的な給与制度を見直し、能力や実績を給与に反映させる制度として年俸制について検討する。

県立三大学の財源等の構成

資料 8

平成17年度当初予算額(消費的経費)

(単位:百万円)

		九州歯科大学	福岡女子大学	福岡県立大学	合計	附属病院	総計	
学生数(H.17.5.1)		670	870(文学系447 人間環境系423)	986(人間社会系727 看護系259)	2,526			
支出	人件費	1,770 (79.8%)	1,060 (76.6%)	1,331 (72.0%)	4,161 (76.3%)	432 (27.3%)	4,593 (65.3%)	
	その他の経費	449 (20.2%)	323 (23.4%)	518 (28.0%)	1,290 (23.7%)	1,150 (72.7%)	2,440 (34.7%)	
	合計	2,219	1,383	1,848	5,451	1,582	7,033	
収入	独自収入	学生納付金	429 (19.3%)	535 (38.7%)	607 (32.8%)	1,571 (28.8%)		1,571 (22.3%)
		うち授業料	358 (16.1%)	462 (33.4%)	510 (27.6%)	1,331 (24.4%)		1,331 (18.9%)
		その他	34 (1.5%)	99 (7.2%)	54 (2.9%)	188 (3.4%)	1,057 (66.8%)	1,245 (17.7%)
	計	463 (20.9%)	634 (45.8%)	661 (35.8%)	1,759 (32.3%)	1,057 (66.8%)	2,816 (40.0%)	
	一般財源	1,756 (79.1%)	749 (54.2%)	1,187 (64.2%)	3,692 (67.7%)	525 (33.2%)	4,217 (60.0%)	
合計		2,219	1,383	1,848	5,451	1,582	7,033	

平成17年度予算(消費的経費ベース)より作成(端数を調整していない。)
 (九州歯科大学は、歯科衛生学院費、附属病院事業特別会計への繰出金を除く。)

運営費交付金について

1 運営費交付金制度の考え方

県の予算編成方針や給与・物価の動向を反映。

標準的な収支を設定するとともに、実態に応じた時限的・臨時的な経費を明示。

法人の経営努力を反映する仕組みを導入。

2 運営費交付金の算出方法

$$\text{運営費交付金} = \text{普通交付金} + \text{特別交付金}$$

普通交付金 = 標準的支出 - 標準的収入

標準的な経費・収入を算定し、財源不足額を交付。

ア 三大学の実績を踏まえ、他大学の状況も参考に標準的支出額を算出。

イ 標準的収入 = (授業料 × 留保財源率 + その他の収入)

留保財源

中期目標を達成するための自主的・機動的な取り組みが可能となるよう、授業料収入の一部を標準的収入から控除。

特別交付金

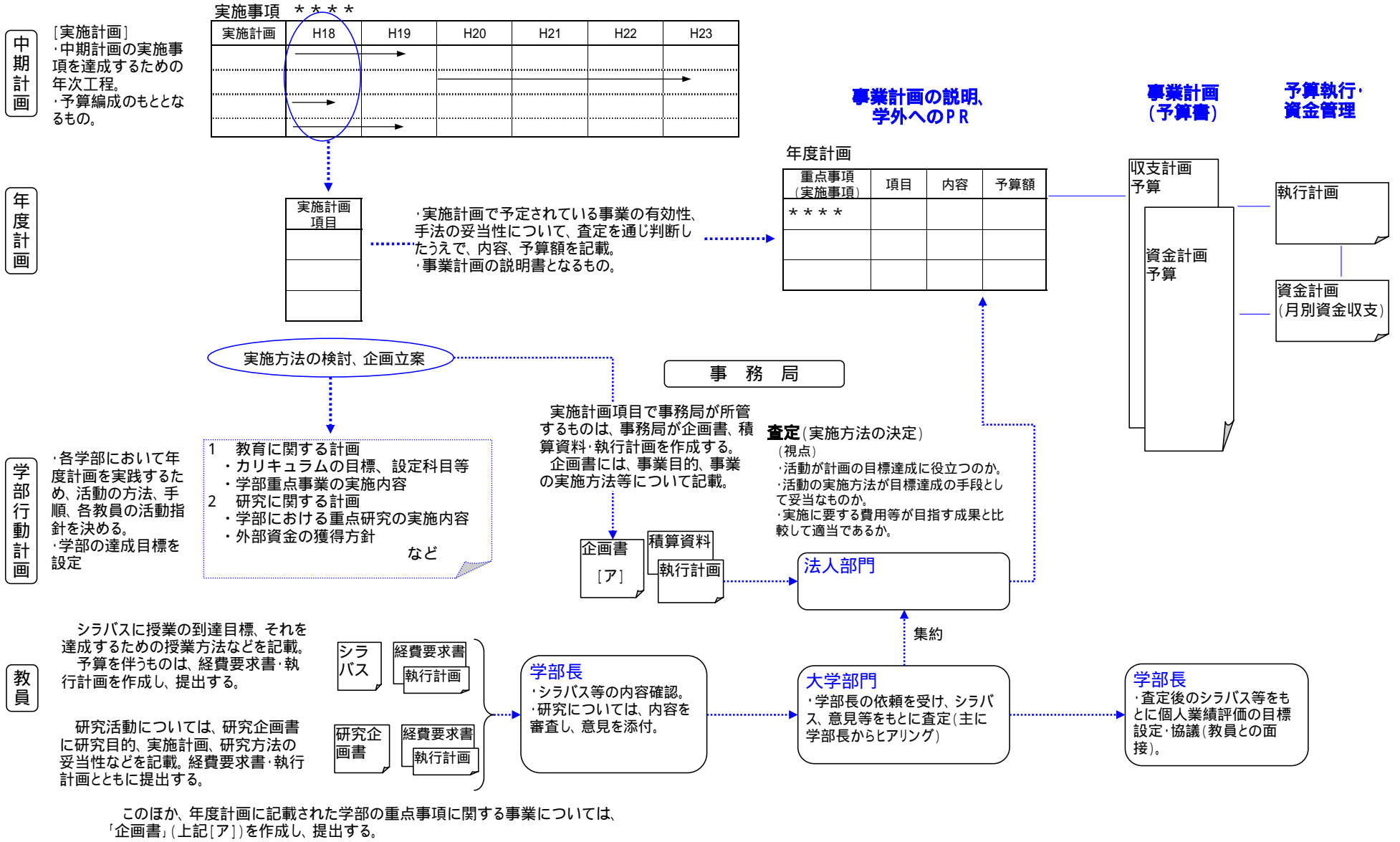
大学の現状から時限的・臨時的に財源措置せざるを得ない経費を交付。

3 経営努力を反映する仕組み

自己努力で確保した収入は、標準的収入額から除外。

評価委員会による評価結果が著しく悪い場合は、交付金を減額。

計画・予算・評価について



	評価委員会	県	大学	県議会
17年度	<p>9月下旬 中期目標案・中期計画案の説明、審議 (各大学からヒアリング)</p> <p>10月 中期目標案・中期計画案の審議</p> <p>11月 中期目標案・中期計画案の審議</p> <p>12月 中期目標案・中期計画案への意見決定</p> <p>業務方法書案・役員報酬基準案への意見決定</p>		<p>9～12月 中期目標案・中期計画案の修正</p>	<p>2月議会 中期目標の議決</p>
18年度	<p>4月 中期計画への意見正式決定 業務方法書・役員報酬基準への意見正式決定 (持ち回り審議)</p>	<p>4月 中期目標を法人に指示</p> <p>中期計画認可 業務方法書認可</p>	<p>4月 法人設立</p> <p>中期計画申請 業務方法書申請 役員報酬基準届出</p>	

1 中期目標について

教育中心の大学づくりをさせること。
人づくりについての特色を出させること。
主体的、自律的な大学運営を確立させること。
評価制度を厳正に実施させること。

2 中期計画を策定させるについて工夫した点

計画期間中に、どんな事を、どういうふうに、いつまでに行うかということを確認にさせるために工程表を作成させる。また、工程表には、達成目標、評価指標を付加した。

全教職員に対して、大学の方向性を明瞭に示すことができる。

計画期間中における各年度の大学の諸活動の基本枠組みが明らかとなり、当該事業年度計画の査定・策定が容易になるとともに、予算編成を円滑に行うことができる。

大学の諸活動の評価が容易になる。

中期目標の項目は法定事項となっている。

(法定記載事項(地方独立行政法人法第25条、78条))

- ・中期目標の期間
- ・住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- ・業務運営の改善及び効率化に関する事項
- ・財務内容の改善に関する事項
- ・教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
- ・その他業務運営に関する事項